

年、南海に悪魚住て、の海迄も通ひ來つ、高き瀕を起し、船を沈め人をさらりて、船の往通絶て、貢奉る事たに難く成
 ぬると、天皇聞し給ひ、皇子等に討取れし仰せ給ひ、即遣留靈王と云る皇子に、大伴健日連と、吉備武彦との二人副て、土
 佐國に下し給ふ、皇子國々に命せて、彼魚の居所を問案給ふに、阿波の鳴門に在り申すと、彼處ハ瀨風いさ荒きによ
 り、然るへき處に出ないを待つ、一年過し給ふ程に、明年三月、駿岐國より糧月と云る處に、彼魚居れり告しければ、
 即土佐を發駕し給ひ、四月三日、此國に入給ひ、千餘の軍士と、さもなひ驅廻り給ひしに、五月三日、彼魚をうち給ふ時に、
 軍士ある、香れ、ある、毒氣に觸れ、多く死せりしか、皇子ハ何事もなく、福江と云浦にて討さり給ひ、大伴健日連
 と、吉備武彦とを部に還して、此由奏さしめ、城を城山に築て、遂に此に留り給ひ、仲哀天皇八年、年百二十にして薨せ給
 ふ、其子孫千摩命、熊襲命、森葉麻命、小枝大別命、吉美大人、油良大人、坂根麻呂、笠麻呂、小御麻呂、海麻呂、津津大人、杯
 相續きて世々山田郡を領給ふ、駿岐公別酒部などの姓、みな王の裔にして後の世に至り、十河、植田、三谷、神内などの氏
 々も、又其裔なりと云、こを倭武命の御子の事共なせる説あり、古事記傳に、讀留靈王と引て云、今按に、景行天皇二
 十二年に、倭武命御年十一にならせ給へ、かゝる御子坐すべくも非ず、又讀留靈王ハ、仲哀天皇八年、年百二十にして薨
 せ給ふとあれ、景行天皇の御年に生れ給ふにて、二十二年に、十八歳にならせ給ふへし、又阿野郡陶村の、讀留靈王
 の社、那珂郡與北村の、讀留王の社、何れも神柳王子と祭れり、又城山、柳山、柳梨等の神社も、此皇子也、彼年紀ハ、古への
 事故、誤り傳へしもあるへけれ、讀留王ハ、神柳皇子なる事著しきみえ、また脚作別之事を、阿波志、海部郡の下
 に、脚作別齋住王、今有共喰郷、蓋其族所居也云云、又同郡大山祠、在鹿深村、齋喰郷云云、夫喰ハ、即脚作之轉、蓋祀
 脚作別之族也、といふ事も、みされと須賣保禮命のものに見えず、さて此氏、續紀に、延暦十年九
 月丙子、讚岐國寒川郡、人、正六位上凡直千繼等言、千繼等先星直、譯語田朝廷、御世、繼
 國造之業、管所部之界、於是因官命氏、賜紗抜、大押直之姓、而庚午年之籍、改大押、字、仍
 注、凡直、是以星直之裔、或爲讚岐、直、或爲凡直、方今聖朝仁均、雲雨、惠及昆蚊、當此明時、冀
 照、覆益、請因先祖之業、賜讚岐公之姓、勅千繼等、戶二十一烟、依請賜之、姓氏錄右京皇別に、讚岐
 公、大足彥忍代別天皇皇子、神柳別命之後也、續日本後紀に、承和三年三月戊午、外從五位
 下大判事明法博士讚岐公永直、右少史兼明法博士同姓永成等二十八烟、改公賜朝臣、永

再吉備地氣
 此出和氣
 七行此七
 之國七
 及之國七
 之國七
 亦和氣
 亦和氣
 亦和氣
 亦和氣
 亦和氣
 亦和氣

直、是讚岐國寒川郡人、今與山田郡人外從七位上同姓全雄第二烟、改本居貫、附右京三條
 三坊、永直等遠祖、景行天皇第十皇子神櫛命也、三代實錄に、貞觀六年八月十七日辛未、右
 京人散位從五位上讚岐朝臣高作、右大史正六位上讚岐朝臣時雄、右衛門少志正六位上讚
 岐朝臣時人等、賜姓和氣朝臣、其先出自景行天皇皇子神櫛命也、和氣朝臣ハ、垂仁帝皇子鑄石別
 命の後なるに、此讚岐氏にも和
 氣朝臣と賜へる、甚まきはしき事也、又三代實錄に、貞觀三年十一月、佐伯直豊雄歿曰、先祖大伴建日連公、景行天皇
 御世、隨倭武命、平定東國、功勳蓋世、賜讚岐國、以爲私宅、云云、御物宿禰之胤、倭故連公、允恭天皇御世、始任讚岐
 國造、と見え、たれと、譯語田朝廷御世、繼國造之業とあれ、是より前允恭の御世に、別に國造を置るへき理りあるへ
 くもあらす、故思ふに、神柳王の兄、倭根子命と云あり、景行天皇の裔に、佐伯直姓ありて、大伴氏の族にも、倭故連公、
 また佐伯連姓あるに依て、終に國造となりしさまに、舊記などにも記せるより誤れるか、又ハ己が家の種姓と貴くせん
 として、如是ハ奏せるか、いつれにまれ、豊雄ハ佐伯直といひ、又國造といへるハ共に誤りなるを、朝廷にも正しあへ給
 うせすハまがひぬへし、

伊余國造
 志賀高穴穗、朝、御世、以印幡國造同祖、敷桁彥命兒、速後上命、定賜國造、
 伊余ハ、和名抄に、伊豫伊與國伊豫郡古事記に、伊豫國謂愛比賣とある是也、○以字例に因て補ふ○印幡國
 造ハ、上に印波國造、輕島豐明朝御代、神八井耳命、八世孫、伊都許利命、定賜國造と見
 え、敷桁彥命ハ、火國造條に、瑞籬朝、大分國造同祖、志貴多奈彥命、兒、遲男江命、定賜國造
 此文に據ハ、速後上命ハ、此遲男江命の兄弟にて、崇神朝の人と聞えたり、然るを本條に、志賀高
 穴穗朝とあるハ、誤りなるへし、其ハ火國造條に、遲男江命の注にいふと合て知るへきなり、
 神八井耳命者、云云、大分國、阿蘇君、云云、都祁直、伊余國造、科野國造、道與石城國造、常陸

仲國造、長狹國造云云等之祖也とあるにて、神八井耳命之後なること明らか也、○速後上命ものに見えず、

久味國造

輕島豐明朝、御世、以し神魂尊 十三世孫、伊與主命、定賜國造、
久味の、和名抄に、伊豫國久米郡とある地なるへし、
字例をもて補へり、○伊與主命、伊與連公といふ別名なり、
直の族なるへく思ふ由縁あり、其の姓氏録、右京久米直神魂命、
味日、左京皇別、耳と作り、孰れ是れは、
日壬子、伊豫國人正六位上浮穴直、
也、延喜式に、伊豫郡伊豫神社、
伊豫神、授從五位下神戶二烟、
杯あるを合せ考ふるに、まづ久米直、久味國造、
の裔あると由縁あり、また久米郡伊豫神と、
大久米命の裔孫、此國に住たりしか、
以、其部屬を伊與來目部といひしなるへし、

久味國造、和名抄に、伊豫國久米郡とある地なるへし、伊與主命、伊與連公といふ別名なり、直の族なるへく思ふ由縁あり、其の姓氏録、右京久米直神魂命、味日、左京皇別、耳と作り、孰れ是れは、日壬子、伊豫國人正六位上浮穴直、也、延喜式に、伊豫郡伊豫神社、伊豫神、授從五位下神戶二烟、杯あるを合せ考ふるに、まづ久米直、久味國造、の裔あると由縁あり、また久米郡伊豫神と、大久米命の裔孫、此國に住たりしか、以、其部屬を伊與來目部といひしなるへし、

に勤み仕奉る事の有しに依て、國造となれりしにやあらむ、

小市國造

輕島豐明朝、御世、(以)物部連大新川命孫、子致命、定賜國造、
小市の、倭名抄に、伊豫國越智乎知郡、
部連上に見ゆ、○大新川命、天孫本紀に、
御世、垂仁元爲大臣、次賜物部連公姓、則改爲大連、奉齋神宮、
荒川戸俣女、中日女爲妻、生四男と見えて、
とあけたり、○子致命、子の小字の誤りにて、
聞えて、父の名に由われり也、豫章記に、
島命を伊豫國へ下し、南蠻西戎を治めしめ給ふ、
宮と申し、親王宮と崇めまつる、
しを恥て、小船三艘に載て放ちたりしか、
こ、古の事を奇しく語り傳へたるものにて、
明らなるを、孝靈天皇の後とし、
へし、感はさる、事なけれ、
字、據紀に依て誤りしもの也、
廣川等七世祖、紀博世、小治田朝廷御世、
廣川等七世祖、紀博世、小治田朝廷御世、

又にて組の如く云、
大右の如く云、
右の如く云、
左の如く云、
又にて組の如く云、

之云にて、即國主に崇め奉る、小千御子と稱す、此小千御子、即本文の子致命同人なるへし、故諱を以て氏とし、其お
 はあし郡名をも越智と云、子孫世世伊與大領となれり、小千御子の子、天狹貫、子天狹介、
 子粟鹿、子三並、子熊武、子伊但島、子喜多守、子高繩、子高箕、子勝海、子久米丸、子百里、子
 益躬已上、本書の意と取りて記せり、さて此小千御子など見ゆ、さて此、益躬と云人の、越智系圖に、磐
 之達者、武略之名譽也、法華驗記に、伊豫國越智郡、有善根、人越智益躬、爲當郡、大領、自
 少及老、勤公不倦云云とあり、河野系圖に、此人の子益永、子玉躬、子玉澄、子玉氏、三の玉
 本玉と作れり、原子氏澄、子爲澄、子爲時、子時孝、子爲經、子親孝、號北條、氏長者、子親
 經、北條子親清、號河野大夫、實德順義子也、爲養子云云とあり、吾友曾政友の、大和にて寫得たる、藤州越智系圖に、
 河野系圖と合せ考ふるに、玉澄の四世の裔、爲世、と見えて、越智の統の、此にて絶たり、この親清三世孫通俊
 爲頼、爲時三人の、兄弟なる事知らるゝなり、いひ、全五世孫通俊、土居孫九郎といひ、得能冠者太郎
 て、世に名高き土居得能、みな此後胤なり、されど此氏人、續紀、廿八神護景雲元年二月庚子、伊豫國
 越智郡大領外正七位下越智直飛鳥麻呂、獻純二百三十疋、錢一千二百貫、授外從五位下、ま
 九六月辛巳、伊豫國人白丁、越智直國益、授外從五位下、以獻物也、また廿六寶龜十一年秋
 七月甲申、伊豫國越智郡人越智直靜養女、収私物資、養窮弊、百姓一百五十八人、依天平寶
 字八年三月二十二日、勅、盡賜爵二級、日本後紀に、延曆十八年七月癸巳、伊豫國人從七位
 下越智直祖繼、貫于左京、續後記に、承和二年十一月甲寅、左京人正六位下越智直年足、伊

豫國越智郡、正六位上越智直廣成等七人、改直賜宿禰、豫國越智郡大領之先祖越智直、爲
 八人同住一洲、實得一親者并僕、信敬尊重、八人同心、竊藏松木以爲舟、奉請其僕、安置舟上、各立誓願、念彼觀音、發
 願、西風、直來、筑紫、朝廷聞之、召問罪、天皇乘令申所樂、於是越智直言、立郡欲仕、天皇可、然後建郡造寺、即置其
 僕、自時迄于今世、子孫相繼歸敬、蓋是觀音之力、信心之至也、また、除目大成抄、(治安三
 年正月)に、伊豫越智宿禰助時、又(元永元年六月十日)越智宿禰真吉、任伊豫國大掾、など、後後の國史にも多
 く見えたり、益躬の後、絶たれり、かならず血脉の連綿たるものもあるへし、さて此氏人の氏神と
 て、齋きたふとふ三島明神の、神名式に、伊豫國越智郡大山積神社、名神大とある社にて、
 今も大三島の宮浦村に坐り、伊豫風土記に、乎知郡御島坐神、御名大山積神、一名和多志
 大神也、是神者、所顯難波高津宮御宇天御世、此神自百濟國度來坐、而津國御島坐云云、
 謂御島者、津國御島也と云り、自百濟國度來といひ、いかなる事にか、此神大己貴神少彥
 名神の如く、外國に度りまして、再び歸り來り給へるを云か、又、越智直か百濟を救ひに
 往し時、其氏神とます神靈を坐奉りて、凱旋の時に、其神靈を大三島に鎮りませ奉りし事
 を云るか、又、此神の事を神異にせむとして、外國より度り來しさまに、語り傳へしにや
 あらむ、其の何れにもあれ、此神を祭れる社、攝津と伊豆とにありて、共に三島神と云ひ、
 伊豆の駿河より分れたる國なるか、其駿河國富士神社に、大山祇神、木華開耶姬命を祭り、
 伊豆の三島も、大山祇神を祭り、珠流河國造も、越智國造も、共に物部連より出たる、少縁
 ならぬ故ある事なるへし、

怒麻國造

神功皇后御代、(以)阿岐國造同祖、飽速玉命三世孫、若彌尾命、定賜國造、

怒麻の、倭名抄に、伊豫國野間乃萬今郡とあるこれ也、○神功皇后、上の伊豆國造條下にいへり、以字例に因て補ふ、○飽速玉命の、阿岐國造、條に見えて、成務の御世、人なり、○若彌尾命も、氏人も未考得ず、式、野間郡野間神社大神とある神社の、今も神宮村と云に鎮り坐て、飽速玉命、若彌尾命を祭り、相殿に須佐之男命、野間比賣命と云ひ、又一説に、天照大御神の和靈を祀れる社なりとも云り、かならず此國造に由縁あるへし、
風速國造

輕島豐明朝(御世、以)物部連祖、伊香色男命四世孫、阿佐利、定賜國造、

風速、倭名抄に、伊豫國風早加佐波夜郡とある是なり、○御世以三字例に因て補ふ、○物部連祖伊香色雄命、上の久努國造の條下にいへり、○阿佐利、見わたらす、内山真龍云く、阿佐利の、物部伊與連公の一名と聞ゆ、其の伊香色男の子、新川大連子、武諸隅子、多遲麻連の子にて、四世孫にあたれり也、此國號考に、いへる趣なり、といへるのさる事なるへし、故天孫本紀を考ふるに、物部伊與連云云、已上二人同朝上に輕島豐明宮御宇、御世、並爲侍臣、供奉、とあるも時世よく符へり、此氏人の、類聚國史、天長七年六月乙丑、節婦伊豫國人風早直益吉女、叙

位二階、終身免、其戸田租、益吉女夫死後、攀慕不止、落飾歸貞、節操難奪、所以叙之位階、用旌貞潔也、續後紀に、同十年冬十月辛卯、安藝國言、賀茂郡人風早富麻呂、德行懿美、孝養自厚、父母沒後、口絶五味、哀慕之情、无暫忘、特勅叙三階、免戸田租、承和六年十一月癸未、伊豫國人外從五位下風早直豐宗等一煙、賜姓善友朝臣、兼除邊籍、貫附左京四條二坊、天神饒速日命之後也、此族人の風早郡に住めりし、持統紀に、伊豫國風速郡物部樂、三代實錄に、貞觀二年、物部に、小市國造、新川大連に殊に由縁ありて聞ゆ、玉海に、安元二年三月、上野少目風速連重貞と云人見えたり、同姓、異姓、かいた考得ず、

都佐國造

志賀高穴穗朝御代、(以)長阿比古同祖、三島溝杭命九世孫、小立足尼、定賜國造、

都佐の、和名抄に、土佐國土佐郡土佐郷あり是なり、○以字例に因て補ふ、○長阿比古、姓氏錄和泉國、神別地紙に、長、公、大奈牟智神、兒、積羽八重事代主命之後也、また攝津、天八現津彦命之後也と見えて、共に大己貴神の後なるを思ふに、此二氏を、複ねたる姓とカサきこゆ、續後紀四に、承和二年冬十月戊子、攝津國人從五位下長我孫葛城、及同族合三人、賜姓長宗宿禰、事代主命八世孫、忌毛宿禰、苗裔也とあるにて、大己貴命の裔なる事甚著し、○三島溝杭命、三島の津國三島郡、溝杭の今島下郡溝杭莊と云地名あり、式、溝咋神社も、此庄内馬場村と云に坐なり、此神社の、此溝杭命を祭れるにか、餘神か詳かならず、さて此

代主神の流事
る長公の流
命と三島の流
たはるその外
し長たはるの
し長たはるの

神能な以て正
祀に山城矢
のりこの山城
風土記の故事
の也予別に辨
あり文土佐國
人清田年滿
云を國に國造
存せり今に現
り向尋へし

名この地名に因れる事知るへし、此人神武紀に、三島溝楯耳命、古事記同段に、三島濱咋神武
大后、伊須氣余理比賣の御父に當る、と云人は是なり、さて長阿比古同祖と云に依らひ、事代主神之幾世孫と云ふ
へきに、如此記せる事、此命事代の御妻の父神に坐て、由縁われひなるへけれど、道理の
違へるものなり、さて其由縁あること、神武紀に、事代主神、共三島濱楯耳神之女、玉櫛姫所生兒、號曰緩路羅五
十餘媛命云云、古事記に、大物主神として傳へたり、其間、有媛女是謂神御子、其所
以謂神御子者、三島濱咋之女、名勢夜陀多良比賣、其容姿麗美、故美和之大神主神見感、而其美人爲大後之時、化丹塗
矢自其爲、大便之瀉流下、突其美人之宮、爾其美人驚而立走、伊須須岐伎乃將來其矢、置於床邊、忽成麗壯夫、即
娶其美人、生子、名謂高野多良伊須須岐比賣、亦名謂比賣多良。○小立足尼も、氏人も未考得ず、神名帳
多良伊須須岐余理比賣、注釋、故是以謂神御子也とある是也。

に、土佐郡都佐坐神社、幡多郡賀茂神社あり、國造の祖神と聞ゆ、出雲國造神壽詞に、乃大穴持命
大倭國申天、己命和魂乎、八咫鏡爾取託天、倭大物主攝玉命登名乎稱天、大御和乃神奈備爾坐、己命乃御子、阿遲須伎高
孫根乃命乃御魂乎、葛木乃鴨能神奈備爾坐、事代主命乃御魂乎宇奈提爾坐云云と見えて、此神の土佐に由ある事、土
佐國風土記云、土佐郡、郡家西去四里、有土佐高野茂大社、其神名爲一言主尊、其祖未詳、一説云、大穴六道尊子、味甕高
彦根尊とあり、また曆録曰、雄略天皇四年庚子春二月、天皇獲于葛城山、忽有長人、面形似天皇、天皇知是神人、故問、何
處、公對曰、現人神云云、長人曰、僕是一言主神也、遂與盤于游田云云、或説云、時神與天皇相親、有不遜之言、天皇大
瞋、幸移、土左、神隨而降、神身已隱、以祝代之、初至賀茂之地、後遷于此社、而高野天皇寶字八年、從五位上高野朝臣
田守等奏、而幸迎鑣於葛城山東下高野岡上、其和魂猶留彼國、于今祭禮云云とあり、抑此に土佐高野神と、一言主尊
也、また僕是一言主神也と云る、非説にて取に足らず、高野神、式に大和國葛上郡高野神、阿遲須岐託命神社、また
右に引る神壽詞にて、神名いさ明らかなると思ふへし、又續紀の、この田守の奏言にも、高野神者云云、先祖所
主之神と見えたるにて、國造の祖神なる事も推測のへし、なほ土佐國人に、賀茂姓を賜へる事續紀にあり、

波多國造
瑞籬朝御世、アヘンカランニミコト天韓襲命依神教云、定賜國造、カミンサトシ

波多、和名抄に、土佐國幡多波多郡とある處是なり、○以字例に因て補へり、○天韓襲命

考なし、姓氏錄、攝津皇別、韓矢田部造條に、上毛野朝臣同祖、豊城入彦命之後也、三世孫、彌母呂別命孫、現古君氣長足
賜韓矢田部造姓、日本紀編とある韓蘇使主、韓蘇命ならんと思はるれど、本文と時代も違ひたるかうへに、此人韓人
なるへく聞ゆ、古へ韓人と國造とせる事、例なけれ、別人と見えたり、然らば、應仁紀に、四十一年春二月云云、是
月阿知使主等、自吳至筑紫、時胸形大神乞工女等、故以兄媛、奉於胸形大神と云事も見え、本文にも、神教云云とあ
れ、例なき事なから、神の御ささしのまに、國造と任されけん、知へららず、瑞籬朝御世の誤りなるへし、
強て思ふに、神名式に、幡多郡高市坐神社御坐を、地神本紀に、都味齒八重事代主命、坐倭
國高市郡高市社と有り、式、大和國高市郡高市御縣坐、鴨事代主神社、大月次新嘗とあり、
和名抄、大和國高市郡波多郷あるを以て見る時、土佐の高知坐神社も、波多國の號も、
共に大和によれる名にて、大和の名を移せるものなるへし、さて此國幡多郡に、賀茂神社御
在し、また長阿比古同祖の、都佐國造となれるを合せ考ふるに、天韓襲命の、事代主命
の神裔にて、大和より此國に移り住たまへるにもやあらん、

筑紫國造

志賀高穴穗朝、御世、アヘ阿部臣同祖、カホヒコミコトイウキヒコタマシチミコト大彦命五世孫、タヒコ田道命、タチミチノミコト定賜國造、
筑紫の、萬葉五丁右に、都久紫能君仁とあり、後に二國に分れて、和名鈔に、筑前、筑紫乃三知
筑後、知乃之里とある是なり、さて古事記に、生筑紫島、萬葉廿の廿八丁に都、此、島も、亦身一而有
面四、每面有名、故筑紫國、謂、シラヒラケ白日別、トホヒラケ豐國謂豐日別、トホヒラケ肥國謂建日向日豐久士比泥別、熊曾國
謂建日別と見えて、古の四國の總名を、筑紫といひしか、後に西海道と云、また九國とな

云にて、非...
諸の多かり...
に於ては、命...
云々の類に於て...
私公の類に於て...
の公の類に於て...
の公の類に於て...
の公の類に於て...
の公の類に於て...

重云記傳所引
従容
重云不擬記傳
不備あり

れり、名義の、四説あり、釋紀に、一云、此地形如木兔之體、故名之也、木兔鳥之名、此云都
久二公望案、筑後國風土記云、筑後國者、本與筑前國合為一國、昔此兩國之間山、有峻狹
坂、往來之人所駕、鞍鞞被摩盡、土人曰、鞍鞞盡之坂、已上三説、共に三云、昔此界上有鹿鹿作
り、今伊瀨水にフルカミ、猛神、往來之人、半生半死、其數極多、因て訂せり、伊瀨水に因る、曰、人命盡神、于時筑紫君
肥君等占之、今筑紫君等之祖、饗依姬爲、祝祭之、自爾以降、行路之人、不被神害、是以曰筑
紫、神、四云、爲葬其死者、伐此山、木、造作棺與、因茲山木欲盡、因曰筑紫、國、後分兩爲前
後とあり、此第三説さもありぬへし、○以字例に因る、○阿部臣同祖大彦命、孝元紀に、大
彦命、是阿部臣、膳臣、狹狹城山君、筑紫國造、越國造、伊賀臣、凡七族之始、祖也、なほ那須ま
た高志國造の條を併按ふへし、○田道命の考なし、舊印本に、田を曰と作り、さて此氏人の、
欽明紀十五年、百濟王徐昌、新羅國に我に、餘昌遂見、圍繞、欲出不得、士卒遑駭、不知所圖、有能射
人筑紫國造、進而彎弓占擬、射落新羅騎卒最勇壯者、發箭之利、通所乘鞍前後、橋及其被
甲領會也、復續發箭如雨、彌屬不解、射却圍軍、由是餘昌及諸將等、得從間道、逃歸、餘昌
讚國造射却圍軍、尊而名之曰鞍橋君、按此云、距羅城、○按に、和名抄、鞍馬具に、鞍橋、楊、また此國造
の姓を、君とも云つと見えて、筑後國風土記曰、上妻縣、縣南二里、有筑紫君磐井之墓、墳
高七丈、周六丈、墓田、南北各六十丈、東西各卅丈、石人石盾、印本、店に作り、今、各六十枚、

披、印本に、投、異本に、放、作ら、交陳成、行、周匝四面、當東北角、有一別區、號曰衛、
致政、吹伊澤、其中有一、石人、假容立地、號曰解部、前有一人、腴形伏地、號曰偷人、
本に、櫻、萬葉錄に、樹あり、今伊澤本、側有石猪四頭、號賊物、盜、彼處亦有石馬三疋、石殿三間、石
藏二間、古老傳云、當雄大迹天皇之世、筑紫君磐井、豪強暴虐不、擾、
發、欲襲之間、知、勢不、勝、獨自遁于豐前國上膳縣、終于南山峻嶺之曲、於是官軍追尋失
蹤、士怒未泄、擊折石人之手、打墮石馬之頭、古老傳云、上妻縣、多有篤疾、盖由茲歟とわ
り、又繼體紀に、二十一年夏六月甲午、近江毛野臣、卒、衆六萬、欲往任那爲、復與建新羅所
破南加羅、已吞、合任那、於是筑紫國造磐井、陰謀叛逆、猶豫經年、忍事難成、恒伺間隙、新
羅知是、密行貨賂、于磐井所、而勒防遏毛野臣軍、於是磐井、掩據火豐二國、勿使修職、外
邀海路、誘致高麗、百濟、新羅、任那等國、年貢職船、內遮遣任那毛野、臣軍、亂語揚言曰、今爲
使者、昔爲吾伴、摩肩觸肘、共器同食、安得、率爾爲使俾、余自伏爾前、遂戰而不受、驕而
自矜、是以毛野、臣、乃見防遏、中途淹滯、云云、二十二年冬十一月甲子、大將軍物部、大連
魚鹿火、親與賊帥磐井、交戰於筑紫御井郡、旗鼓相望、埃塵相接、決機兩陣之間、不避萬死
之地、遂斬磐井、果定壇場、十二月、筑紫君葛子、忍坐父誅、獻糝屋屯倉、求贖死罪、如子

朝廷に請し狀の、武藏國造の屯倉を獻れる事と似たると思ふに、此所ハ即兩筑前國の境なれば、風土記の說に符合へり、筑紫氏、則當社の神司にして、始ハ社の邊に居し、後に兵革を業として、天正の頃、武藏と近隣に震ひし、筑紫上野助ハ、此社司の後裔也、享徳二年、筑紫能登守經門、同左近將監後門、此社と造營せる由棟札にあり、且原氏の筑前國風土記に見えたり、此筑紫氏も、國造の族なる笠郡筑紫神社、名神大とあるハ、此氏人の祭れる神にて、今も同郡原田村と云にありと云、此氏人の此神を祭れること、上に引る風土記に見ゆ、さて原田村の隣村に筑紫村あり、始ハ原田村も筑紫村内なりしを後に別れたる也、

筑志米多國造

志賀高穴穗朝、御世、以息長公同祖、稚沼毛二俣命孫、都紀女加、定賜國造、

筑志米多ハ、和名抄、肥前國三根郡米多郷とある地これなり、肥國の筑紫なる由ハ、前條にいへり、然るを延佳本に、末多國造と作れり、和名抄に、筑前國夜須郡馬田郷、下座郡馬田郷、郷などあるに據て、舊印本の、米多ハ末多の誤歟、さらすハ筑紫國造と、豐國造の中間に有へき由なきか如しと、疑ひ思ふなめれど、末多ならぬ事ハ、名義ハ、肥前風土記、三根郡米田郷、在郡此郷之中有井、名曰米名井云云、纏向日代宮御宇天皇、巡狩之時、御覽井底海藻、即勅賜名、曰海藻生井、今訛、米多井、爲郷名とみえ、なほ下に引る古事記に、筑紫之米多君とあるにても甚著し、又次序の錯亂たるか如くなるも、上の那須國造の、石城と科野との中間にあるも、例われハ舊本に従へり、○志賀高穴穗朝ハ、二俣命孫と、時代甚く違へり、誤りなるへし、

○御世以三字例に依て補へつ、○息長公同祖、稚沼毛二俣命、古事記段に、此天皇云云、又娶昨俣長日子王之女息長眞若中比賣、生御子若沼毛二俣王、云云、若野毛二俣王、娶其母弟百師木伊呂辨、亦名弟日賣眞若比賣命、生子大郎子、亦名意富富村王、云云、故意富富村王者、三國君、波多君、息長君、坂田酒人君、山道君、筑紫之米多君、布勢君等之祖也、姓氏錄左京に、息長真人、出自譽田天皇神、皇子、稚淳毛二俣王之後也、また右息長丹生真人、息長真人同祖、また息長連、應神天皇皇子、稚淳毛二俣王之後也とあり、俣字、延佳本に股と作り、いつれにてもありぬへし、○都紀女加ハ考なし、氏人ハ、續紀卷三に、米多君北助とあり、此外見あたらす、

豐國造

志賀高穴穗朝、御代、以印甚國造同祖、宇那手足尼、定賜國造、

豐國ハ、豐後風土記に、豐後者、本ハ與豐前國、合爲一國と見え、後に二國に分れて、和名抄に、豐前止與久邇乃豐後止與久邇乃とあれど、分れしハ何時ともあられず、名義ハ、景行紀十二年條に、遂幸筑紫、到豐前長岐縣、云云、冬十月到碩田國、其地形廣大亦麗、因名碩田也、風土記に、此事にあ、風土記に、豐草の生たる事も見ゆれり、此文下、土地の甚廣けく生る、もの、豐饒なる意なり、○伊甚國造ハ、出雲、武邪志、國造同族にて、天穗日命の後なり、かの條下を合考へし、されど此四字誤なるへし、其ハ下にいふへし、○宇那手足尼ハ、景行紀、また風土記に、菟名手とある同人なる事決けれ

之遙覽此國曰彼所見者若國之崎因曰國崎郡と見え倭名抄に豊後國國崎君佐郡國前郷とある地なり○御世以三字例に因て補ふ○吉備臣同祖吉備都命姓氏錄に吉備臣稚武彦命孫御友別命之後也と見えて稚武彦の後ならんと思ふに古事記孝靈に日子刺肩別命者高志之利波臣豊國之國前臣五百原君角鹿海直之祖也とあれり此國造の日子刺肩別命より出たるへく思はるゝに此命の弟比古伊佐勢理毘古命亦名大吉備津日子命次に若日子建吉備津日子命と見え此に吉備津命とありて何れの御裔とも決めかたけれど是も上の上道國造の條に辨へたるか如く古事記にいへる所の誤りにて若日子建吉備津日子命の後と定むべきなり吉備津命の津の下彦字脱たるにて稚武吉備津彦命なるへしなほ上道國造の條にいへるを見よ○孫字例に因て補ふ○手佐自命見わたらす手の乎字ならんと言長ハ云つれと信友か國崎郡武藏郷あるに據て牟の誤りとせるを宜しかるへき若牟佐宣長ハ云つれと信友か國崎郡武藏郷あるに據て牟の誤りとせるを宜しかるへき自なら鳥仕上宮太子云人名に由縁ありて聞ゆ氏人の景行紀に國前臣祖免名手此人の事ハ上の豊國造條に云り東大寺正倉院に藏る豊後國天平九年正稅帳に領外正八位下勳九等國前臣龍麻呂などあり比多國造

志賀高穴穗朝御世ハ以葛城國造同祖止波足尼定賜國造

比多ハ倭名抄豊後國日高比多郡とある是なり名義ハ豊後風土記に日田郡昔者纏向

國造本紀考卷五
火國造

日代宮御宇大足彦天皇征伐球磨贈於凱旋之時發筑後國生葉行宮幸於此郡有神名曰津媛化而爲人參迎辨申消息因斯曰之津媛之郡今謂日田郡者訛也とみえたり○御世の下以字脱たるを例に依て補へり○葛城國造ハ其條下にいへり國造の下同祖二字脱たり又例によりて補ふ○止波足尼も氏もものに見わたらす豊州志に日田郡石井神祠在石井村祭日田國造止波足尼安元二年郡司大藏永秀再修焉とあり

瑞籬朝御世以オホキタ大分國造同祖志貴多奈彦命兒建男組命定賜國造ハ火ハ景行紀年五月從アシキタ蘆北發船到火國於是日沒也夜冥不知着岸遙視火光天皇詔挾抄者曰直指火處因指火往之即得着岸天皇問其火光處曰何謂也國人對曰是八代縣豐村亦尋其火是誰人之火也然不得主茲知非人火故名其國曰火國此事下記アガタトヨ並せて云ふへきとあり宣長云くこの火の事國人の說に云肥後國の海に松ぼせの澳と云所に龍燈と云て今もあり年毎の七月の末より八月ころまで見ゆるうちに八月朔日の夜ハ殊に多し宇土のあたりの山よりよく見わたさるゝなりそのさま世に挑灯と云物の大さに見ゆる火初ハ一つあらはれて其やうやくに分れて數多くなりゆきてさかりなるはさハ幾千萬ともあられず大ハ海上堅横三四里かほさおしなへて皆火になるなり風ふけハ火すくな

子、健磐龍命、正一阿蘇都媛、草部吉見、正四位の子、速瓶玉命號國とありて、健磐龍命、阿蘇媛の二人、神八井耳命より纒二世今神八井耳命子、健磐龍命と、神武天皇御宇の末年の人とし、速瓶玉命を、なるを、此命、瑞籬朝に國造となれるいかになれど、景行紀に、十八年六月、到阿蘇國也、其國郊原曠遠、不見人居、天皇曰、是國有人乎、時有二神、曰阿蘇都彦、阿蘇都媛、西行雜錄に、健磐龍命、阿蘇都彦、此れに速瓶玉命を合せて、忽化人以遊、詣之曰、吾二人在、何無人耶、故號其國曰阿蘇など、神靈の奇き事も見ゆれり、崇神朝に、其子ありしも何か疑はむ、大物主神の神靈、丹塗矢に化て、勢夜陀多思へし、○されり速瓶玉命の、健磐龍命の子にして、筑紫軍記に、神八井耳尊、此御子天健磐龍命ヲ下リ給ケルニ、國神草部吉見命ノ御女、阿蘇都媛ヲ以テ妻トス、其後速瓶玉命、筑紫ニ居置シテ、西戎ノ鎮守トシ給フ、肥後國ニ命同祖カモ思ハルレシ、科野國造、瑞籬朝御世、神八井耳命孫、と兄弟なるへし、系圖に、速瓶玉命子、健磐龍命、定賜國造とありて、此の文も同趣なると思ふに、

人君命西行雜錄に、速瓶玉命より乘りて、彦御子神社、大宮司の元祖、今の大宮司ハ、七十代之孫、今子成兼丸、○是己下、た、一世つ、大宮司職の世繼と、次に記せる系圖なれり、唯その名を記せり、成輔、高正、高軌、友則、友兼、惟兼、惟風、利名、賴高、成時、則高、惟教、惟文、惟氏、忠行、惟峰、友助、從四惟顯、從三惟明、惟保、位上遠明、宗延、從三惟清、友利、位上友成、從四友仲、賴元、惟助、惟親、惟信、惟通、惟滿、惟經、惟遠、正三惟雅、從四惟綱、惟員、惟行、則真、夏貞、友孝、位下友實、友房、從五惟俊、從四惟直、資長、惟泰、惟次、惟義、位三惟景、惟國、惟直、惟直ハ、阿蘇大宮司八郎惟直と云、其弟九郎惟成と云あり、大平記、多多羅濱合戦條に、阿蘇大宮司八郎惟直ハ、前日多多羅濱の合戦に痛手負たりけるハ、小杵山にて自害し、又舍弟九郎ハ

處れり、又阿蘇文書に、肥後國農平田庄之内、大友千代松丸跡、同守宮庄地頭職、爲惟直、惟成勤功之賞、可被知行者、天氣如此、悉之以狀、興國三年六月廿日、左少辨判、阿蘇大宮司、又四年五月廿六日、親房卿の狀に、云年來軍忠、云當國連連合戰、皆令風聞也、叶先皇御素意、被達本望之條、不可有疑者也、就中兩息被沒、戰傷、其心底被、察候、但思節瀾顯、不口左右感歎、少候也云云、又惟直、惟成兩子、爲御方討死事、其忠爭可思食忘、哉就中於途、今度之大節者、被討死之賞事、不可有相違之由、其沙汰候也、仍執達如件、惟時、此人ハ、初め南朝に仕奉りて、後にハ、(下界)正平二年十一月廿四日、勅解由次官判、阿蘇大宮司殿とあり、惟澄、惠真小次郎といひ、後に軍功を、文書に、惟時參御方者、被跡替地事、去年就參御方、御注進候間、被下繪旨候了、而惟時又南朝敵之上者、向後雖有、令參事、依忠否之善惡、宜有安堵之左右、若致忠節、可參者、定如之被許、安堵歟、其時替地勅約可受、不可違變之御沙汰、必可有御執奏、存其旨、可致軍忠者、征西大將軍宮御氣色如此、惟澄、惠真小次郎といひ、後に軍功を、仍執達如件、正平四年十月廿八日、勅解由次官判、阿蘇大宮司殿とあり、惟澄、惠真小次郎といひ、後に軍功を、管領たり、弟に彌三郎惟賢と云あり、共に南朝に仕奉り、さて阿蘇大宮司惟澄、申狀に、ハ、惟澄軍忠次第、記證要請言上、最初元弘三年、惟直相共令參上金剛山之處、依下賜旨、自備後柄令下國阿蘇郡鞍岡合戦、自被疵以來、關東先代事者、不違言上、尊氏謀叛以後、筑前國有智山合戦被疵事、(二箇所)同年八月十八日、肥後國唐河合戦先懸畢、次押寄南郷城、追落一色右馬助入道代三村又次郎、其外數十人討取畢、次筑後國豐福原合戦、令先懸被切、乘馬畢、其後當國御方菊池八代之外者、大畧以令零落之刻、惟澄率五十餘人、延元二年二月廿二日、馳上甲佐嶽、相催一族以下、攻隨祇用小北甲佐堅志田、同三月廿二日、打入豐田庄、追掃地下凶賊之處、號守護代賴尙之家人、一響庭小太郎入道以下、數百騎寄來之間、懸合山崎原、致散合戰、惟澄被切、臥乘馬、乍成、徒武者、討取小野新左衛門入道以下數十人、則攻入隈平田庄之處、右馬助入道代三村以下、御領託摩數百騎發向之間、四月二日、馳向森崎原、三村入道竹崎新五郎、平田太郎以下、數多討取之、追渡杉島大渡川畢、同四月十九日、一色少輔入道下國之時、武重相共、馳向大塚原、致散合戰、二色入道舍弟、右馬助入道、其外橋隣摩爾八、國分十郎以下、於當手討取畢、同六月、押寄矢部山、追落越前守賴顯代平四郎兵衛、上下數百人討取畢、其後馳越南郷城、坂梨子太郎入道宗喜息男、彌五郎惟長、其外數十人討取畢、同七月、落津守城之時、和泉後守家人等、無殘所討取之、自身被疵事、(二箇所)次三條少將家、發向守宮庄之時、一色水重入道懸合致、合戦、御方既討取之間、惟澄入替、迄入夜、夜、追散凶徒之時、親類若黨數多手負討死畢、次武重相共、押寄志城若黨等、數多被疵、延元三年十月、賴尙率數十(千)の誤歟、騎攻來甲佐城之時、惟澄僅以、餘騎懸出城外、或討死或被疵畢、次押寄郡浦、討取一色少輔入道代田井間三郎、其後又攻落南郷城、仁木右馬助、長代立田七郎甥、立田十郎生、取之、其外數十人討取畢、其後馳越南郷城、相語高知尾一族等、打越小國、押寄長代官古子次郎、則構城、郭於被所之刻、致珠日田以下、豊後國人等數百騎、令發向之間、馳向一陣、大友一族、津宮内卿、并多武木又五郎結杉以下、數百人討取畢、與國元年十二月廿日、小島合戦、差遣親類若黨等之處、白石治部法橋討死畢、次市下八郎入道道惠、相語惟時一族數十人、圍成御敵、橋南郷城之間、押寄被城、攻戰之刻、爲後詰費後肥後大畧寄來之間、馳向之途、致散合戦、惟澄并舍弟彌三郎惟賢被疵、二人共被切、臥乘馬、一族若黨數多、令手負討

なほ熟考へし、神八井耳命の系ハ、既く絶て今大宮司ハ、異姓也云云既も聞ゆれハ、宇治云云ひ初シハ、その異姓にて繼しよりの事ナリ

葦分國造 ヤキムキ 纏向日代朝御代、キヒツ 以吉備津彥兒命、ミヤネノミコ 三井根子命、定賜國造、

葦分ハ、景行紀十八年葦北小島、推古紀十七年肥後國葦北津と見え、倭名抄に、肥後國葦北阿之郡葦北郷とある是なり、○以字例補○吉備津彥命、上道國造條下を見るへし、○三井根子命、

考なし、續後紀に、承和三年三月己巳、飛騨國人散位三尾臣永主、右京史生同姓忠長等、賜姓笠朝臣、貫附右京五條二坊、永主稚武彥命之後也云云ある、三尾臣ハ、三井根子に由ありけなり、さるハ三尾三井之音の漸近く通ひ、又孝德紀、荒田井直比羅夫、天武紀、荒田尾直、赤麻呂の同姓と聞ゆると思合せてなり、氏人の敏達紀に、十二年秋七月丁酉朔、詔曰、屬我先考天皇

之世、新羅滅内官家之國、天國排開廣庭天皇二十三年、任那爲新羅所滅、故云新羅滅我内官家也先考天皇謀復任那、不果而崩、不成其志、是以朕當奉助神謀、復興任那、今在百濟、火葦北、國阿利斯登、子達率日羅、賢而有勇、

故朕欲與其人相計、乃遣紀國造押勝與吉備海部直羽島、喚於百濟、冬十月、紀國造押勝等還、自百濟復命於朝、曰、百濟國王、奉惜日羅、不肯聽上、是歲復遣吉備海部羽島、召日羅於

百濟、羽島既之百濟、欲先私見日羅、獨自向家門底云云、於是日羅迎來、把手使坐於座、密告之曰、僕竊聞之、百濟國主奉疑天朝奉遣臣後留而弗還、所以奉惜不肯奉進、宜宣勅

時、現シメシテ嚴イカシキ猛色キ催ナシメテ急ク召メ焉、羽島乃依其計而召日羅、於是百濟國主怖畏天朝、不敢違勅、奉遣云云、日羅等行到吉備兒島、屯倉朝廷遣大伴糠手子連而慰勞焉、復遣大夫等於難

波館使訪日羅、是時日羅被甲乘馬、到門底下、乃進廳前、進退跪拜、歎恨而曰、於檜隈宮御

宇天皇之世、我君大伴金村大連奉爲國家使、於海表、火葦北國造刑部部阿利斯登之子、

臣達率日羅、聞天皇召、恐畏來朝、乃解其甲奉於天皇、乃營館於阿斗、桑市、使住日羅、供

給隨欲復遣阿倍、目臣、物部、贊子連、大伴糠手子連、而問國政於日羅、日羅對言、天皇所以治

天下政、要須養黎民、何遠與兵、翻將失滅、故今令議者仕奉朝列、臣連二造、二造者國下及百姓悉皆饒富令無乏、如此三年、足食足兵、以悅使民、不憚水火、同恤國難、然後多造

船舶、每津列置使觀客人、令生恐懼、爾乃以能使、使於百濟、召其國王、若不來者、召其太

佐平王子等、來即自然心生欽伏、後應問罪、又奏言、百濟人謀言有船二百、欲請筑紫、若其

實請、宜陽賜予、然則百濟欲新造一國、必先以女人小子載船而至、國家望於此時、壹岐對馬

多置伏兵、候至而殺、莫翻被詐、每於要害之所、堅築壘塞矣、於是恩率參官臨罷國時、竊

語德爾等言、計吾過筑紫許、汝等倫殺日羅者、云云、於是日羅自桑市村遷難波館、德爾

等晝夜相計、將欲殺時、日羅身光有如火焰、由是德爾等恐而不殺、遂於十二月晦、候失光

殺、日羅更蘇生曰、此是我驅使奴等所爲、非新羅也、言畢而死、爾是時有新羅使故云爾也天皇詔、贊子大連

下百濟阿田村遺數大夫推問其事、德爾等伏罪言、信是恩率參官敎使爲也、僕等爲人之下、不敢違矣、由是下獄復命於朝廷、乃遣使於葦北、悉召日羅眷屬、賜德爾等、任情決罪、是時葦北君等、受而皆殺、ナクメテ、メシメ、彌賣島、彌賣島、蓋、日羅移葬於葦北とあり、扱日羅か詞に、我君大伴金村大連と云い、いかなる故にかと按ふに、まづ大伴氏の、姓氏錄、大伴宿禰、高皇產靈命五世孫、天押日命之後也、初天孫彥火瓊瓊杵尊、神駕之降也、天押日命大來目部立於御前、降于日向高千穗峰、然後以大來目部爲天靱負、天靱負之號起於此也、雄略天皇御世、以天靱負、賜大連公云云、景行紀に、日本武尊東征の條、蝦夷既平、自日向見國還之、西南歷常陸、至甲斐國、居于酒折宮、云云とある、さし次に居是宮、以靱部賜大伴連之遠祖也と見えたる、天靱負また靱部と云い、大來目部の石靱を負て、仕奉れるより起れる名にして、大伴連に屬たる伴緒なれり、其人よりの大伴連を君と云へき義理也、此國造も何時よりか、伴の屬下となりて仕へし故に、火葦北國造刑部靱部阿利斯登子日羅と見えて、靱部を名に負たるを思ふに、欽明御世に、金村連に従ひ行て、百濟に留りしか、今歸朝て、さて當昔の事を思ひ出て、我君云云と云しものなるへし、

天草國造

志賀高穴穗朝御世、カムムスヒ以神魂命十三世孫、建島松命、定賜國造、天草の、倭名鈔に、肥後國天草安萬久佐郡天草郷とある是なり、○以字例、補、○神魂命の、古語

拾遺に、神武爰仰從皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂高皇產靈神、皇產靈云云とあり、なほ上にもいへり、○建島松命十三世とあるに據り、久味國造伊與主命、竹田連祖、八束歷命なご兄弟にや、と氏も考なし、日向國造

輕島豐明朝御世、トヨクニワケ以豐國別皇子三世孫老男、定賜國造、

日向の、古事記に、日向國謂豐久士比泥別と見え、倭名鈔に日向此字神とある是也、名義の景行紀、十七年春三月戊戌朔己酉、幸子湯縣遊于丹裳小野、時東望之謂左右曰、是國也直向於日出方、故號其國曰日向也風土記の説とある如し、此訓推古天皇大御歌に、辟武加とわれり、古の正しく字の如く唱へしなり、和名抄の訓は、後に音便に頼れたるもの也、○以字例、補、○豐國別皇子、古事記景行に、此天皇云云、又娶日向之美波迦斯比賣、生御子豐國別王、云云、豐國別王者、日向國造之祖景行紀に、十三年夏五月、悉平豐國、因以居於高屋宮、已六年也、於是其と見え、書紀同天皇卷に、夫天皇之男女前後并八十子、然除日本武尊、稚足彥天皇、五百城入彥皇子之外、七十餘子、皆封國郡、各如其國、故當今時、謂諸國之別者、即其別王之廟裔焉と見えたり、此御世に豐國別王も別となりて、此國に下り給ひしか、三世孫老男に至り、國造といせられしなるへし、其、此王の御母、日向人なるに由て、其王を其地名、大隅國桑原郡豐國郷あり、古へ日向國の内也とて、豐國別王と名けて、其國に下し給へり見ゆ、○老男の考ふる所なし、然るに、日向國神社の事をかける書に、日向國諸郡北本庄村八幡神社の祠官に、宮永眞琴あ

り、宮永舊姓諸縣君にて、其先大足彦天皇皇子豐國別命より出つ、豐國別の子を加牟波良彦といふ、其男を老男命と申す、稚足彦天皇の御世に、當國の國造となし給ふ、難波高津宮に、其孫牛諸縣君姓を賜ひ、諸縣を領知す、其男多氣男三俣に居住し、郡司となる由云へるの、正しき系圖あるにやあらむ、よく其國人に尋ぬへし、

大隅國造

纏向日代朝御世、治平隼人同祖初小、仁德帝代者伏布爲曰佐賜國造、

大隅の、古事記に、熊曾國謂建日別と見えて、上代熊曾國日向の南方の地半より、大隅薩の内にありし地なるか、續紀に、和銅六年四月乙未、割日向國肝坏贈於大隅始羅四郡、始置大隅國とありて、後に日向國に属れるを割たる也、倭名鈔に、大隅於保須美國大隅郡大隅郷とあり、○纏向日代朝上に見えたり、○隼人の今の大隅薩摩二國の人にて、其國人の絶れて敏捷く猛勇きか故に、此名ありと宣長云り、然るへし、○同祖初小、延佳按に初小、襲也、襲國大隅贈於郡乎といへれど、オとヲの假字違へり、されど猶ソヲと訓むへきか如し、さて姓氏録に、大角隼人、出自火闌降命之後也、古事記に、於是天津日高日子番能邇邇命云云、留其弟木花之佐久夜里賣、以一宿爲婚云云、所生之子名火照命、此者隼人阿次生子名火順勢理命、次生子御名火遠理命、亦名天津日高日子穗穗出見命、故火照命者爲海佐知毘古而取、鰭廣物鰭狹

重云隼人の漢注に、隼兵注、蓋疾也、悍勇也、謂血氣壯健之類、頃に、いひ、ゆるは、の、に、や、と云ものなりや

物、火遠理命者爲山佐知毘古而取毛鱗物毛柔物、爾火遠理命謂其兄火照命、各相易佐知欲用、三度雖乞不許、然遂纒得相易、爾火遠理命以海佐知釣魚、都不得一魚、亦其釣失海、於是其兄火照命乞其釣、曰、山佐知母己之佐知佐知、海佐知母己之佐知佐知、今各謂返佐知之時、其弟火遠理命答曰、汝釣者釣魚、不得一魚、遂失海、然其兄強乞、徵故其弟破御佩之十拳劔、作五百鈎、雖償不取、亦作一千鈎、雖償不受、云、猶欲得其正本鈎、於是其弟泣患居海邊之時、鹽椎神問、曰、何虛空津日高之泣患所由、答言、我與兄易鈎而失、其鈎云云、故泣患之、爾鹽椎神云、我爲汝命作善議、即造无問勝問之小船、載其船以教曰、我押流其船者、差暫往、將有味御路、乃乘其道往者、如魚鱗所造之宮室、其綿津見神之宮者也、到其神御門者、云云、故隨教小行、備如其言云云、爾海神自出見、云、此人者天津日高之御子虛空津日高矣、即於內率入而云云、即令婚其女豐玉毘賣、故至三年住其國、於是火遠理命思其初事、而大一歎云云、其父大神問、其聾夫曰、今日聞我女之語云、三年雖坐恒無歎、今夜爲大歎、若有由哉、亦到此問之由如何、爾語其大神備如其兄罰失鈎之狀、是以海神悉召集海之大小魚、問曰云云、於是探赤海鯽魚之喉、者有鈎、即取出而清洗、奉火遠理命之時、其綿津見大神誨之曰、以此鈎給其兄時、言狀者、此鈎者游煩鈎、須須鈎、貧鈎、宇流鈎云而、於後手賜、然而其兄作高田者、汝命營下田、其兄作下田者、汝命營高田、爲

重云曰佐の御
為日佐の長
直云と改爲
也直云と改
二國に古の
造なきの國
の長新大隔
に六夫高樂
孫摩氏母方
三也相治長
長に相摩人
記長云は播
國平氏

然者吾掌水故三年之間必其兄貧窮若恨怨其爲然之事而攻戰者出鹽盈珠而瀾若愁
請者出鹽乾珠而活如此令惚若云授鹽盈珠鹽乾珠并兩箇云云是以備如海神之教言
與其鈎云云如此令惚若之時稽首白僕者自今以後爲汝命之晝夜之守護人而仕奉故
至今其溺時之種種之態不絶仕奉也此火照命と書紀に、書紀其火開降命即吾田君小橋君
等之本祖也また一云上畧是以火酢芹命苗裔諸隼人等至今不離天皇宮牆之傍代吠狗
而奉事者也とある火開降命の裔の此國に住居たりしを大角隼人と云し也○伏布人名
と聞ゆれど何唱へきか詳かならず○曰佐曰延佳本に日と作るの誤れり今舊本に従へ
りさて曰佐の姓氏録に紀朝臣同祖武内宿禰之後也欽明天皇御世口率同族四人國民三
十五人歸化天皇務以其遠來勅稱珍勳臣爲三十九人之譯時人號曰譯氏云云續紀に
諸蕃異域風俗不同若無譯語難通事などありて蕃人の言通ぬを聞取る官人なり此
なるも隼人の後孫にて其官に任たるものと見ゆかくて本文の錯脱多く訓讀難きを強
ていは、景行天皇の御世、襲國の隼人叛き奉りつるを、其十三年と云に悉平定て、景行紀
三年悉平襲即其同族初小を大隅直として天武紀に、大隅直あるを其國の君の如くものし給ひし
か、後故ありて曰佐の官に仕奉けむ、故伏布も其を姓の如く負りしを、仁德天皇御世改め
て國造となし給ふと云義なるへし、此氏天武紀に、十四年六月甲午、大隈直賜姓曰忌寸、

重云續紀天
元領加志羅
少領加志羅
和名抄郡名
慮屋とあや
まるとあや
二年に會同
たりしに會
云元也天
實云元也天
主云元也天
族云元也天
し考へ給ふ
すへて大隅
人云ふ

薩摩國造

續紀卅四三丁に、大住忌寸三行、大住直倭などあり、
薩摩國造
經向日代朝、伐薩摩隼人等鎮之、仁德朝代○○爲曰佐、改爲直、
薩摩の、古へ熊曾國內にて、隼人國とも云しは是なり、宣長云、隼人さ、今の大隅、薩摩二國の人を云
るへし、大隅は、和銅六年に、日向より分れたる國なれは也、但し上古は、薩摩までかけて、日向國とも云しは、其中
に薩摩より大隅かけて、殊に隼人國と云しにもあるへし、さて國名の薩摩と改まりしは、大隅より靈龜までの間なる
へし、其故は、大寶二年の紀に、唱更國とありて、養老元年の紀に、續紀に、大寶二年、先是征薩摩隼人云
云、唱更國司等今薩摩言云云、唱更を、谷川士清が説に、朝廷に分番を勤るより云り、史記の正義に、其義見えた
更、行更者也とみえ、又職員令、隼人司、義解に、隼人者、分番上下、一年爲限云云と云に據りたるなれど、いさ少し委し
からず、山田以文が按に、唱更訓、隼人、隼人式、凡大表者、擇諸第内、置左右各一人、教導隼人、造雜物、候時、令吹云云、
然則唱更、トキ之義、而訓隼人、とある、唱更これ隼人也、萬葉三十五に、隼人乃薩摩乃迫門、六二十七
に、隼人乃湍門などもあり、是にて薩摩は、隼人國の内の地名なると思へし、其を後に薩摩國との改られたる也、倭名抄
に、薩摩郡と云もあり、さて此名義の、隼人の火酢芹命の裔にて、其本海、幸人なれは、隼人
の幸と萬葉のつゝけたるにや、薩摩と云名もかの海幸ある隼人の住故に、幸島と云を略云
ならんと、加茂真淵いへり、さもあるへし、○伐薩摩人等鎮之、大隅國造條下に引る、景行
紀の文見合へし、○仁德朝代の下、前條に據に、人名今假に圈を書る、其と知らせたる也、また爲字脱たり、人名の
知へき由なけれと、爲字を補へり、○改爲直、直の君の誤字にのわらさるか、薩摩直ものに

蓋云續紀にみ
えたる佐須島
君和次大兄也
藤原君の孫也
藤原君の孫也
藤原君の孫也
藤原君の孫也
藤原君の孫也
藤原君の孫也
藤原君の孫也
藤原君の孫也
藤原君の孫也

伊吉島造

磐余玉穂朝(御代、以)伐石井從者新羅海邊人天津水凝後上毛布直伊吉島造
伊吉の宣長云く萬葉十五丁に、由吉能之麻と見え、和名抄にも、壹岐島由岐とあるに
因て、由岐を古訓と思ふ人あれど、書紀繼體卷の歌に、以岐とよみ、此記古事にも、伊字をか
き、壹字も由の假字にあらねり、本の伊伎なること明らけし、然とも懷風藻に、伊支連と云
姓を、目錄にハ雪連とかき、又かの萬葉に、由吉とあるなどを以て思に、必由伎とも通はし
云へき故ある名義と見えたり、故思に、書紀天武卷に、齋忌此云踰既とある、齋忌ハ伊牟、
伊波布、由麻波留、由由志、由豆、伊豆などとさまざまに云言にて、伊と由と通へり、か、れハ、
齋忌も古ハ伊伎とも云へし、さて若くハ息長帶比賣命の辛國、此島にして神祭り坐とて、齋忌の
ことありけむ、故の名にもやあらん、齋忌古ハ大會と云る義なるへし、○磐余玉穂朝、古事
記繼體に、遠本舒命、坐伊波禮之玉穂宮治天下也とあり、後の漢諡繼體と申し天皇にま
せり、御代以三字例補○伐石井從者新羅海邊人ハ、繼體紀に、二十一年夏六月甲午、近江

蓋云或人彼國
に雲の白く
みゆる也如く
大和の物守も
りきの守りも

毛野臣率衆六萬、欲往任那爲復興建新羅所、破南加羅喙己吞合任那、於是筑紫國造磐
井陰謀叛逆云云、新羅知是、密行貨賂于磐井所、而勸防遏毛野臣軍、於是磐井掩據火豐
二國云云、誘致高麗百濟新羅等國、年貢職船云云、秋八月辛卯朔、詔曰、咨大連火を云、惟茲磐
井弗從、汝征云云、此文筑紫國造の條とある時の事也、○天津水凝、此名、伊勢國造條に引る、中臣
降りて、皇孫に奉りし者なし、○上毛布直、上毛ハ、倭名抄、豊前國上毛郡加牟豆美介、下毛郡なまによしとある名也、
に由ありける名也、考なし、○龍ハ、倭名抄、豊前國上毛郡加牟豆美介、下毛郡なまによしとある名也、
云とある時、豊前國に住みて、其征の事を命せられたるに、カムウミケノ布直と訓へきかと思ひつれし、皆非也、眞
龍ハ、倭名抄、豊前國上毛郡加牟豆美介、下毛郡なまによしとある名也、
麻字を脱し、直の下に爲守、見わたらす、氏も考へき由なし、然ハあれど類聚國史に、天長五年正
月丁丑、從五位下壹岐直才麻呂、任壹伎島造とあるを思に、天兒屋根命の後なるへし、姓
氏錄右京に、壹岐直、天兒屋根命十一世孫、雷大臣之後也と見え、松尾社家系圖、此系圖ハ、歌荒洲
系圖にも見え、後に作り附きたる強言あれし、に、雷大臣命の子、眞根子命、武内、妹、嫁于中臣雷大
臣所生とありて、應仁紀に、九年夏四月、遣武内宿禰於筑紫、以監察百姓、時武内宿禰弟
弟也甘美、内宿禰廢兄、即讒言于天皇、武内宿禰常有望天下之情、今聞在筑紫而密謀之曰、
獨裂筑紫、招三韓、令朝於己、遂將有天下、於是天皇則遣使以令殺武内宿禰、時武内宿禰
歎之曰、吾無貳心、以忠事君、今何禍矣、無罪而死耶、於是有壹伎直眞根子者、其爲人能似
武内宿禰之形、獨惜武内宿禰無罪而空死、便語武内宿禰曰、今大臣以忠事君、既無貳心、天

下共知、願密避之、參赴于朝、親辨無罪、而後死不晚也、且時人每云、僕形似大臣、故今我代、大臣而死之、以明大臣之丹心、則伏劔自死焉、筑前國風土記に、生神社、生の松原の半より少東の方道の傍に、御馬取御鞋石なり、云石あり、神功皇后、異國征討の時、御座の神なる故、此名もある由いへり、眞根子も異國征伐の御座つ、ままつりしなるへし、云云、時武内宿禰獨大悲之、竊避筑紫、浮海以從南海、廻之、泊於紀、水門、僅得逮、朝乃辨無罪、天皇則推問武内宿禰與甘美内宿禰、於是二人各堅執而爭之、是非難決、天皇勅之、令請神祇探湯、是以武内宿禰與甘美内宿禰、共出于磯城川濱、爲探湯、武内宿禰勝之、便執橫刀、以毆仆甘美内宿禰、遂欲殺矣、天皇勅之令釋、仍賜紀伊直等之祖也、此祖、顯宗紀に、三年春二月丁巳朔、阿閉臣事代銜命出使于任那、於是月神著人、謂之曰、我祖高皇產靈、有預鑄造天地之功、宜以民地奉我月神、若依請獻我當福慶、事代由是還京具奏、奉以歌荒樺田、歌荒樺田、在山壹伎縣主先祖押見宿禰侍祠、延喜式神名帳に、山城國葛野郡、葛野坐月讀神社、名神大、月次新嘗、壹伎國壹伎郡、此の子太富命、子十握命、子若彥、袖中抄に引る、賀茂縁起に、其祭祀之日乘馬矣者、志貴島宮御宇天皇之世、天下舉國風吹雨零、百姓含愁、爾時勅卜部伊吉、若日子令卜、乃奏賀茂神之祟也、仍撰四月吉日、馬係鈴、人蒙猪頭、而驅馳以爲祭祀、能令禱祀、因之五穀成熟、天下豐年也、此文、祠林采葉、本朝月令と取合せて、其是ヨキに從へり、若彥の子乙等、子網田、子古麻呂、子宅麻呂、

萬葉集十五に、子益麻呂、子眞次、弟益業、松尾權現此人見たり、月讀宮長官、天長二十一年卒、子業氏、子宅基、子業基、子業孝、弟業冬、眞次、子氏麻呂、長二十一年卒、子氏成、子雄貞、眞雄、子代麻呂、是雄、二代實錄に、貞觀五年九月七日丙申、壹伎島石田郡人宮主外從五位下卜部是雄、神祇權少史正七位上卜部業孝等、賜姓伊伎宿禰、其先出自雷、イカツチノカミ大臣命也、此子月雄、元慶元年二月二日、爲存問渤海客、月讀宮長延喜廿二、三六、子峰雄、天慶九十六、卒、六十二、子忠雄、子峰政、子峰守、子春元、子舉元、子舉政、子兼元、子相元、子兼政、子兼盛、平家物語額打に、大藏大輔伊吉兼盛とあり、子元秀、兼宗、子宗俊、子宗安、子宗朝、子朝正、孫四郎、六波羅奉行、正慶二、五七、北條仲時時、太平記九、越後守仲時、以波羅奉行、益等、京都落之時、於江洲番馬一所自害、子正秀、與佐、改伊伎爲伊子宗業、攝洲伊丹城主池田信、壹伎孫四部、金勝院本、云、名詮氏、元秀十三世孫重有、木號伊木佐渡守、子宗業、攝洲伊丹城主池田信、と見えて、世世松尾の祠官なりしか、其より武家に仕へる事もありと見えたり、さて伊伎直氏、後に唯直とのみいひて、對馬直も、然稱へれ、何れ、續紀に、寶龜三年十二月に、壹伎島壹伎郡人直玉主賣といふか見え、また玄蕃式に、壹伎島直氏寺爲島分寺、と記されたるなど證すへし、猶此直氏の卜部に補されて仕奉る事、既く天兒屋根命主、神事之宗源者也、故俾以太后之卜事而奉仕、とある由縁によれり、かくて此同族の、卜部に奉仕る事の委しき説ハ、伴氏正卜考にいへると取りて、族類考に云と見るへし、

津島縣直

檀原朝高魂尊五世孫、建彌己己命、改爲直、

津島の、古事記に、津島亦名謂天之狹手依比賣神功紀に、對馬と見えて、和名抄に、對馬島
 萬都之とある是也、名義の萬葉十五丁に、毛母布禰乃波都流對馬とよめる如く、韓國の往還
 の舟の泊る津なる島なり、魏志云云、此島のこと、對馬國あり、此方にて古より、如此書るを
 見取れる、思へ、此に非ず、彼書のいてきつる、晉の世也、その、御國に
 いる假字の、つひさまあるへくもあらす、た、津島と云、彼國にて聞傳へ誤りて、かく、書る物なり、さて、世紀
 に、や、此文字を假字に取用て、對馬島と書れたり、津島の假字に對馬と、さる例あれ、さる例あり、さる例あり、
 字と添られたる、こ、心得ぬ、島島と重れて云名あり、へき、淡海乃海な、出例、縣の鈔に、上縣加無
 異なるとや、敏達御卷に、津島と書れたる、さるあり、是古の書き、宣長主云たり、
 多郡下縣國府郡とある地にて、古のなへて縣とのみ云しなるへし、また、もとより上、下に分たるにや。○樞原朝、誤
 りなるへし、朝字の下御世以三字脱たるか、○建彌己巳命見あたらす、命字下に後某人名某
 朝代などの字あるへき處也、伊吉島條、○改爲直、これも誤とこそおほゆれ、薩摩國造條に
 曰佐、改爲直と云例のあれと、此對馬なるの、固より直姓と聞ゆれ、改爲直と云へき由
 なし、故つらく、考ふるに、猶上の例の如く、直改爲國造などありしにやあらん、扱此氏古
 事記に、天菩比命之子、建比良鳥命、此者出雲國造、无邪志國造、上荒上國造、下荒上國造、
 伊自牟國造、津島縣直、遠江國國造等之祖也と見え、顯宗紀に、三年夏四月丙辰朔、庚申、日
 神著人、謂阿閉臣事代曰、以磐余田獻我祖高皇產靈事代便奏、依神乞獻田四十四町、對
 馬下縣直侍祠とある、高皇產靈云云の事に依て、其子孫と語り傳へたるに、非ぬか、天神本紀
 天日神命對馬縣主等祖あり、姓氏錄に、津島直、天兒屋根命十四世孫、曾大臣命之後也、また、津島直大、中臣同祖、女徳
 實錄に、「大安元年六月の下」對馬下縣郡擬大領直浦主、三代實錄「同二年十二月の下」に、對馬下縣郡擬大領外少初位

葛津立國造

下直氏成、上縣郡擬少領無位直仁徳なる、此の縣直ならんと思ひし、非也。

志賀高穴穗朝御世、アタヘカヤ、オホナシサヒコノミコト以紀直同祖大名草彥命、兒若彥命、定賜國造、
 葛津、和名抄に、肥前國藤津、布知郡、國圖を按ふるに、とある地なるへし、さら、國の次序、かなはずな
 立、何れにも誤字と思はるゝを、熟考ふるに、直字の誤りとおもひる、さる、久比岐國
 造の文に、大和直の直字を立と作き、東大寺正倉文書天平十七年、刑部省移文に、直丁とあるへきを、立丁
 廿七人、立丁六人、立丁廿一人なほ古文書にも見たり、今探り出されい、などあるにて知るへし、かく此に此字
 あるの、原この國造の又姓を、葛津直とも云けむを、傍に注せるか、撰入たるな
 るへし、若津島條の如く、葛津直とありけむ下に、國造二字を後に書入たるにもやあら
 む、○以字例補○紀直、姓氏錄に、神魂命五世孫、天道根命之後也、紀國造條に委しく云り、○
 大名草彥命、紀國造系圖に、久志多麻命子にて、垂仁天皇の御世人なる由見えたり、○若彥
 命、肥前風土記に、藤津郡能美郷、在郡昔者纏向日代宮御宇天皇行幸之時、此里有土蜘蛛三
 人、兄名大白、次名中、弟名小白此人等造、堡隱居、拒皇命、不肯降服、爾時遣、陪從紀直等祖、穉日子、令以誅
 滅、於茲大白等三人、但叩頭陳己罪過、共乞更入奉主人、因曰、能美郷とある、功に因て成
 務天皇の御世に、國造と給ひしものなるへしと認むへし、氏人の、ものに見えされと、三

重云風土記、津島、能美郷、此里有土蜘蛛三人、兄名大白、次名中、弟名小白、此人等造、堡隱居、拒皇命、不肯降服、爾時遣、陪從紀直等祖、穉日子、令以誅滅、於茲大白等三人、但叩頭陳己罪過、共乞更入奉主人、因曰、能美郷とある、功に因て成務天皇の御世に、國造と給ひしものなるへしと認むへし、氏人の、ものに見えされと、三

日于今以除滅
其主入其其
此國造に所
以なり

代實錄貞觀八年七月十五日に、藤津郡郡領葛津貞津とあるに、同氏と聞ゆ、
多檄島(造)

多檄島、天武紀十年八月に、遣多檄島使人等、貢多檄島圖、其國去京五千餘里、居筑紫南海中、
切髮草裳、粳稻常豐、一殖兩収、土毛、支子莞子及種種物多と見え、三代格に、天長元年九
月三日、太政官、謹奏、停多檄島隸大隅國事、云云、伴島南居海中、人兵乏弱、在於國家、良
非、扞城、又島司一年給物、準稻三萬六千餘束、其島貢調鹿皮一白餘領、更無別物、云云、須停
島隸大隅國、計其課口不足一鄉、量其土地有餘一郡、能滿合於取謨、益救合於熊毛、四
郡爲二、於事得便、云云、伏望依件隸以省邊弊、云云、謹奏聞、和名抄大隅國の下に、和銅六
年、割日向國四郡、置大隅國、天長元年又停多檄島隸大隅國と見えて、今種子島と云是
也、大隅より十八里許隔れりとを、○此傳文闕たり、伊吉國造の條に據らひ、島下造字ある
へし、故今補へり、さて續紀に、天平五年六月丁酉、多檄島熊毛郡、大領外從五位下安志詫
等十一人、賜多檄後國造姓、益救郡大領外從六位下加理伽等一百三十六人、多檄直、
能滿郡少領外從八位上粟麻呂等、九百六十九人、因居賜直姓と見えたり、誰人の後とも
無れの考へき由なし、此國造古くものに見えざるを、其見えたるに、此に如此記せるに、例の數
を足さんとて、後人の狡せるものなるへし、

○本紀に漏て古書共に見えたる、國造の氏氏を考へて、因に此に載す、
國雞國造

國雞の、續紀六に、開大倭國都介山之道、神名帳に、山邊郡都祁山口神社、主水式に、山邊郡
都介など見えて、倭名鈔に、大和國山邊郡都介郷とある是なり、○この國造の氏人の、都祁
直、また國雞稻置とも云り、古事記に、神八井耳命此命の事ハ、印波國造の條に云リ、者、都祁直等之祖也と見え、
仁德紀に、六十二年、是歲額田、大中彥皇子、獵于國雞、時皇子自山上望之、瞻野中、有物
其形如廬、仍遣使者令視、還來之曰、窟也、因喚國雞稻置大山主、問之曰、有其野中者何
窟矣、啓曰、氷室也、皇子曰、其窟如何、亦奚用焉、曰、堀土丈餘、以草蓋其上、數敷茅、荻、取
氷以置其上、既經夏月而不泮、其由之、即當熱月、漬水酒以用也、皇子別將來其氷、獻于御
所、天皇歡之、是以後每當季冬必藏氷、至春分始散氷也、また允恭紀に、二年春二月己酉、
立忍坂大中姬爲皇后、云云、初皇后隨母在家、獨遊苑中、時國雞國造從傍、徑行之、乘馬而
蒞、離謂皇后嘲之曰、能作國乎、汝也、且曰、壓乞戶母、其蘭一莖、皇后則採一、根蘭與於乘馬
者、因以問曰、何用求蘭乎、乘馬者對曰、行山撥蟻也、時皇后結之意、裏乘馬者辭无
禮、即謂曰、首也、余不忘矣、是後皇后登祚之年、竟乘馬乞蘭者、而數昔日之罪、以欲殺、爰乞
蘭者、賴搶地叩頭曰、臣之罪實當萬死、然當其日不知貴者、於是皇后赦死刑、貶其姓謂

稻置とあり、さて稻置の尸となりし後の事なるを、仁徳紀に、稻置としもあるのいか、
 書紀を書給ふとときに、當昔稱ひし姓を、前にめくらして記されたりけむ、古へハ姓名を汚し祖先
 を忝しめむ事を甚つし
しめる風俗なりし故に、姓を殊更崇み重みしたる状也、故其家にも氏にも、尊卑けらめ、自ら定まれるか、如くなる
 と、一際貶さるゝと、甚思みしき事に思ひしなるへし、されハかくさまに、姓を陸給ひ黜け給ふ事もありしとて、其
 人も或ハ、婚しみ或ハ、畏みて、仕へ奉りつと見ゆれハ、大御政の上より申すとき、また臨時祭式に、凡座摩巫取
 ハ、細微事の如くなれと、姓氏に付て活用給へる、政の一端にハありけるなり、
 都下國造氏童女七歳以上者充之、若及嫁時、申辨官充替、下を都に用ひたる例ハ、古事記久羅下とあり、此國造ハ、古へ
 座摩神に、由縁ある氏にありけらし、されと其由ハ、また考得ず、座摩社古文書に、その神
 立を都下國造と云る事あまたみえたり、都下姓系圖と云ものに、神龜中に、田麻呂住攝津
 國都下郷、また天平寶字中に、高麻呂あり、延曆六年被任國造、從是世々都下國造氏之女、
 七歳已上者、成宮中座摩巫也、また天曆中、忠館あり、從是都下氏謂渡邊氏など、委しく記
 せり、されと其始に、天津彦根命の後と云るハ、甚しき誤り也、

長狹國造

長狹ハ、倭名抄に、安房國長狹郡、奈加長狹郷、隣國上總の夷濶郡にも長狹郷、今長者村と云ハ、長狹
 郷なるへしと、中村國
香云へとありて、古へハ今安房國長狹郡より、上總夷濶郡長者村までかけて、長狹國と云し
 なるへし、養老二年、上總國、安房と置る○この國造ハ、古事記に、神八井耳命者、長狹國造等之
 祖也とある、はかに見えたる事なし、神名帳、上總國望陀郡伏宮神社、今飽宮村と神にありと云、此神社
 ハ、神八井耳命の後なる、意宮臣に由れハ、此祖神なるへと思はる、

は仲國造條と合せ考ふへし、

近淡海國造

近淡海ハ、和名抄に、近江知加津
 阿不三國とある是也、○此國造古事記に、天押帶日子命者、此命ハ、孝
 子にして、武社臣同族也、近淡海國造之祖也、また倭姫世記垂仁天皇
 四年に、淡海國甲可、日雲、宮四年
 奉齋、于時淡海國造進地口御田と見えたるのみ、它に見えたる事なし、崇峻紀に、近江臣滿と云
 人あり、此氏ハ他姓ハ、
 是と別族なるか、事の條下に
 へり、

牟婁國造

牟婁都ハ、和名抄に、美濃國武藝牟介郡とある是なり、○この國造の事ハ、上宮記に、牟婁都
 國造伊自牟良君女子、久留比賣命、應神天皇皇子、二侯王の子、意宮宮村王、この久留比賣に娶ませる由見ゆ
 自牟良ハ、地圖を考ふるに、武藝郡に隣りたる、山縣郡に伊自良村あり、又伊自良洞、云云とあり、さて姓氏錄、左京
 にて、其洞中に十七邑あるよし、書に見えたるハ、其地より出たる名にハあらハ、云云とあり、さて姓氏錄、左京
 皇別
 に、牟婁公、景行天皇皇子、大碓命之後也と見え、景行紀に、四十年秋七月、天皇詔群卿曰、
 今東國不安、云云遣誰人以平其亂、云云、日本武尊奏言、臣則先勞西征、是役必大碓皇子之
 事矣、時大碓皇子愕然之逃、隱草中、則遣使者召來、爰天皇責曰、汝不欲矣、豈強遣耶、何未對
 賊以豫懼甚焉、因此遂封美濃、仍如封地、是身毛津君、守君、二族之始祖也とありて、大碓

命即ち國造とせられたるか如く聞ゆれど、このいはゆる和氣にてまじゝなるへし、扱其子
 押黒、弟日子王に至りて、國造といなりけむと思はる、然いふ故の、景行紀に、二十七年秋
 八月熊襲亦反之、云云、冬十月己酉、遣日本武尊擊熊襲、時年十六、於是日本武尊曰、吾得善
 射者、欲與行、其何處有善射者焉、或者啓之曰、美濃國有善射者、曰弟彦公、此訓印本於是日
 本武尊遣云云、喚弟彦公、故弟彦公使率云云而來、則從日本武尊而行之、云云、熊襲衆帥を殺し、
 然後遣弟彦等、悉斬其黨類、と見えたる、弟彦公の、古事記同段に、大碓命、亦娶弟比賣生
 子押黒弟日子王、此者牟宜都君等之祖也、古事記に、景行天皇皇子を擧て、弟引命牟宜都君祖あり、但
 ある、押黒弟日子王にて、件の熊襲を征伐たる勇功ありし故に、初めて牟宜都國造とせら
 れ、即其族をも牟宜都君といひけむ、故古事記に、此氏祖を此王にかけていひしものと思は
 るれ、也、扱此國造の、後に自ら哀へてなくなりたるにか、書に見えず、氏人の、雄略紀十二に、
 身毛君丈夫、天武紀三丁、上の冊に、身毛君廣君比呂とあり、六月辛酉朔壬午、詔云云身毛君曰、今聞近江朝
 告安八郡豐湯沐命、云云、宣示機要、而先發當郡兵、仍經國司等、差發諸、延之臣等、爲朕謀害、是汝等三人、急往美濃國、
 至急、不破壞、云云、此人をしも美濃國に遣されし故あるへし、續紀一に、大寶元年七月壬辰の勅
 に、壬申功臣隨功策、亦賜食封、並各有差、又勅先朝論功行封、時賜云云二十戶云云、十一
 人各一百戶云云、牟宜都君比呂云云四人、各八十戶、凡十五人、賞雖各異而居中第、宜依令
 四分之一傳子、卅六丁、廿八に、采女牟義都公眞依、又御野國加毛郡半布里、大寶貳年戶籍、東大寺正倉文書内

に、五保上政戸秦人石寸戸口十八、云云、戸主母牟義君族豆爾志賣、云云、味當妻牟義部多和
 廢、牟義部ハ、牟義君に屬、前に云へきと忘れて此に云む、押黒弟日子王ハ、景行天皇の御世に、長なる人に
 なる部屬と見えたり、ハ、あらすと思ふへけれ、書紀の年たてハ、信ハ、難き事ハ、既、識者の云る如
 くなれ、今ハ、いハ、す、され、日本武尊云云、時年十六、二十七年と、日本紀に見えたるに據りて、ハ、其生れまし
 年ハ、景行天皇の十二年なり、ハ、其四年條に、是月天皇聞美濃國造名神骨之女兒名兄遠子弟名遠子並有國色、
 則遣大碓命、使察其婦女之容姿、時大碓命、使密通而不復命、由是恨大碓命、此命廿歲許の時なるへ
 し、され、日本武尊と同胞なれ、此尊も亦あるへきに、二十七年の條に、年十六とあるハ、ハ、仲哀天皇ハ、此皇
 子の御子なるに、同紀に、立爲太子、時三十一とあるに據ら、成務天皇、十八年に生まれ也、其の年紀と考ふるに、日本
 武尊薨ましてより、三十八年の、ハ、ちなるも疑ハ、ハ、ハ、年ハ、書紀の年たてハ、逆上して後に數へたるものなる事、著きを
 思ふへし、故思ふに日本武尊の熊襲を征伐給ふ時ハ、また牟義都首と云も、此同族なるへし、主水式に、
 御生氣御井祭條に、前冬、土王令牟義都首、ハ、潔治、即祭之、至立春味旦、牟義都首汲水付司
 擬供御、二汲之後廢而不用と見えたり、此の續紀養老元年九月丁未、天皇行幸美濃、丙辰
 幸、當者郡覽、ハ、多度山美泉、十二月丁亥、令美濃國立春、曉挹醴泉、而貢京都爲醴酒也、とわ
 る時の縁にて、後々までも其國の著姓にて、此氏人仕奉しなるへし、さて此氏の仕奉る、
 酒部公の祖神櫛王あり、牟義部公の祖と御兄弟にて、神櫛の神酒の義にて、酒に由縁ある
 が上に、酒部公の祖なれ、其所縁ある御兄弟の族をもて、この醴泉の事より御井の事に
 も、仕奉らしめしなるへし、

大分國造

大分ハ、景行紀に、十二年、天皇遂幸筑紫、到豐前國、云云、冬十月到碩田國、其地形廣大亦麗

因名碩田也、碩田此云於保岐陀、豐後風土記に、昔者纏向日代宮御宇天皇、豐前國京都、行宮、幸於此郡、遊覽地形、歎曰、廣大哉此郡也、宜名碩田國、碩田謂今謂大分、斯其緣也、見之、和名抄に、豐後國大分郡、於保伊多とあるこれなり、○この國造の、古事記に、神八井耳命者、火、君大分君之祖也、また本紀に、火國大分國造同祖、志貴多奈彥命、伊奈國造條に、印幡國造同祖、敷術彥命、伊奈國造の條に、同命子、成務朝、火國造條に、となり、天孫本紀に、建彌阿久良命、氏人は、天武紀三丁に、即遣大分君惠尺云云、逢臣志摩干留守司高坂王、而令乞驛鈴、因以謂惠尺等曰、若不得鈴、廻志摩、還而復奏、惠尺馳之往、於近江、喚高市皇子、逢於伊勢、既而惠尺等至、留守司、舉東宮之命、乞驛鈴於高坂王、然不聽矣、時惠尺往近江、云云、また大分君稚臣などあり、

千葉國造
千葉の、倭名抄に、下總國千葉、知波郡千葉郷、國圖と見るにあり、此地なるへし、○この國造日本後紀に、延暦廿四年冬十月癸卯、正六位上千葉國造大私部直善人、授外從五位下、大同元年正月癸巳、外從五位下千葉國造大私部直善人爲大掾、上總同四年三月丁未、授本位、とある、它ものに見えず、東大寺正倉文書に載る、下總國葛飾郡大島郷月籍に、甲和里戸主孔王部小山母、私部小手子、とあり、實に云見たり、此同族にあらざるか、異姓にもあれ、此國に私部氏ありし證據とすへし、これ何れの族といふも考ふへき由縁なし、姓氏錄に、大私部、開化天皇皇子、彥坐命之後也、

國造本紀考終

續紀四に、大私造と云も見たり、とあり、異姓か同族か考得ず、

國造本紀攷別記

宇遲加婆禰の大意

氏姓の事を考へむとして、古の正史ともを開きみつるに、文武天皇の、大命に勅給ひけらく、高天原爾事始而、遠天皇祖御世中、至今、麻豆、天皇御子之阿禮坐、率彌繼々爾、大八島國將知次止、天都神乃御子、隨母、天坐神之依之奉之隨、(聞看來)此三字前後の、此天津日嗣高御坐之業止、現御神止、大八島國所知、倭根子、天皇命、授賜比負賜布、貴伎高支廣支厚、伎大命乎、受賜利恐坐、此乃食國天下乎、調賜比平賜比、天下乃、公民乎、惠賜比撫賜、奈母、隨神所、思行止、詔、天皇大命乎、諸聞食止、詔、是以百官人等、四方食國乎、治守止、任賜幣留、國々、幸、等、爾至、麻豆、天皇朝廷、敷賜行賜、幣留國法乎、過犯事、無久、明支清支直支、誠之心、以而、御禰々、而、緩忘事、無久、務、結而、仕奉止、詔、大命乎、諸聞食止、詔、また、聖武天皇、(天平勝寶元年四月甲午)の大命に、挂長近江大津宮、大八島國所知之、天皇大命止之、豆、奈良宮、大八洲國所知、自、我、皇、天皇止、御世重、豆、朕、實、自、久、大、臣、乃、御、世、重、天、明、淨、心、以、互、仕、奉、事、爾、依、豆、奈、母、天、日、嗣、波、平、安、久、聞

召來流、此辭忘給矣、宣比之大命乎、受賜利、汝多知乎、賜比治賜久止宜、大命來聞食宣さあり、この語の流ての意、天智天皇の大命を、天武、文武、元正と、御世を重れて、次々に受賜り、傳へ來坐て、元正天皇の、この一つの詔にても、御世御世に承繼て、戒め給へる大御心の、恐き事と想奉るへし、又高野天皇天智神護三年冬十月乙未の大命に、天皇我御命止、詔久、掛麻久、畏岐新城乃大宮爾、天下治給之中都天皇能、臣等乎召天、後乃御命仁、勅之久元正天皇のイマシタチ、汝等乎召都留事方、朝廷爾奉侍、其平狀、汝等乎召都留、於太比爾侍、豆諸開食、貞、久明爾淨伎心乎以天、朕子、聖武天皇、天皇仁奉侍、利護助、繼天方是、大子、乎、孝謙天助奉侍、禮、朕我教給、布御命爾不順之天、王、等波己我得、帝乃尊岐實位乎望求米、人乎伊射奈比、惡久穢心乎以天逆爾在謀、乎起、臣等方己我比伎婢企、是爾託彼爾依都都、頑爾無禮伎心乎念豆、橫乃謀乎構、如是在奉人等乎波、朕必天翔給豆、見行之退給比拾給比、岐良比給奉物會、天地乃福毛、不蒙自、是狀知天、明仁淨伎心乎以天奉侍奉人乎波、慈賜比感給天、治給奉物會、復天乃福毛、蒙利、永世爾門不絕奉侍、利昌乎、許己知天、謹、麻利、淨心乎以天奉侍、將命、止、奈、召都流、止、勅比、於保世給布御命乎、衆諸聞、食、止、宣、復詔久、掛毛、畏伎、朕我天乃御門帝皇我、御命以天勅之久、朕爾奉侍奉諸臣等、朕乎君止、念、奉人方、大皇后仁能奉侍禮、朕乎念天在我如久、異奈念繼天方、朕子太子爾明仁淨久、一心無之天奉侍禮、朕方子二利止云言波無、唯太子一人乃味、朕我子波在此心知天、諸護助奉侍禮、然朕波御身都可良之久、於保麻之麻須爾依天、太子爾天都日爾高御坐乃繼天方授麻部、命天、朕爾勅之久、天下乃政事波、慈乎以天治與、復上波云云、諸天神地祇乃祭禮乎不絶、下波天下乃諸人民乎感給幣、復勅之久、此帝乃位止云物波、天乃授不給奴人爾授天方、保己止不

得、亦變、天身毛、流、物會、朕我立天在人止云止毛、汝我心爾不能止知、目爾見天奉人乎波、改天立奉事波、心乃麻爾麻、命、已上元正天皇の遺詔を復勅、聖武天皇也、朕我東人爾授刀天、侍、事波、汝乃近護天、護、近世與止、命、已上元正天皇の遺詔を復勅、聖武天皇也、朕我東人爾授刀天、侍、事波、汝乃近護天、護、近與止、念、天、在、是東人波常爾云久、額爾波箭波立止毛、背、波箭方不立止云天、君乎一心乎以天護物會、此心知天、汝都加幣止勅比之、御命乎不忘、此狀悟天、諸東國乃人等謹利、奉侍禮、然掛毛畏伎二所乃天皇我御命乎、朕我頂爾受賜天、晝毛夜毛、念、持天在止毛、由無之天人爾云聞之奉、事不得、猶此爾依天、諸乃人爾令聞止、奈、召都留、云云、などある大命を讀まつりてれもひつらく、偉、哉この大詔よ、如此御世御世に承繼ひて倣め給ひつ、天日嗣るろしめし、かば、其御世の程、甚御盛にましつる事ハ云までもなく、其臣等の家系をさへ、御世御世に治めまし、故に、勤勞仕奉りて、久堅の天見る如くなりしも亦宜なりけり、其後萬葉集、大伴、家持卿か歌に、久堅の天の戸開らき、高千穂の、たけにあもりし、すめるぎのかみのみよ、り、柁弓を手握り持し、眞鹿矢を手扱そへて、大來目のますら健男を、前にたて、靴取負せ、山河をいはねさくみて、蹈行り國覓しつ、千早振神をことむけ、順服ぬ人をも和し、掃清め仕へ奉りて、蜻島大和、國の、檜原の畝傍宮に、宮柱太敷たて、天の下をらしめしける、天皇の天、日嗣と、つぎてくる君のみよく、かくさわぬ赤心を、天皇べにきはめ盡して、つかへてる祖の職と、ことたて、授け給へる、生、子の彌繼々にみる人の語繼出て、さく人の鑑にせむを、あたらしき清き

黒川春村曰新撰字鏡類聚名凡此方之字皆此字之類也

其名を、ねはるかに、心思ひて、むなことも、祖、名絶な、大伴の、氏と名に負る、大丈夫のとも、又大伴の遠、神祖の、其名をバ大來自主と、負持てつかへし職、海ゆかば水漬かはね、山往ば草生かばね、大君のべにこそ志なめ、願ひせしと言だて、丈夫の清き其名を、古へよ今の現に、流さへる祖の子ともと、大伴と佐伯の氏、人のねやのたつることだて、人の子、ねやの名たす、大君にまつるふものと、いひつけることの職ぞ、梓弓手に執持て、劔太刀腰にとりはき、朝守夕のまもりは、大きみの朝廷のまもり、我をわきて又人のあらし、と云を聞て、いよく、ねもひつる、上かたに、天皇命の徹戒給ふのみならず、下方にも臣、子の如此さまに教へ諭しぬる、甚も美しき俗、にそわりける、故、君を崇み祖を親しむ心より、自ら氏姓を重みする世の風俗といなれりけむ、さて氏と云もの、常に人の心得たるか如く、源平藤原などの類なり、姓、加婆禰と云、氏を尊みたる號にして、即氏をも云り、源平藤原の類、氏なり、氏も元贊てつけたる物なればなり、又朝臣宿禰など、氏の下に着て呼ぶ物をも云り、此の固より贊尊みたる號なり、又氏と朝臣宿禰の類をも、連ねても、加婆禰と云り、藤原の朝臣、大伴宿され、氏と云り、源平藤原の類に局り、朝臣宿禰の類と云、加婆禰と云り、宇遲にも朝臣宿禰の類にも、連て呼ぶにも巨る號なり、氏と姓との差別、大かた此の如し、さて氏加婆禰と連ねて云に、氏、源平藤原の類と加婆禰朝臣宿禰の類とを別て云るもあり、又た、何となく重ねて云るもあり、此の

云へり、等、に、始、め、り、等、に、子、を、あ、り、さ、る、に、ま、い、り、見、え、た、り、な、き、事、な、れ、り、け、り、は、し、き、事、な、り、け、り、

重云、また、正、義、孫、所、自、出、也、と、み、え、氏、其、姓、也、と、本、也、其、姓、也、と、故、言、性、必、在、上、言、氏、必、在、下、

氏姓何れに見ても違はず、さて宇遲に、氏字を書い、よく當れり、加婆禰に、姓字ハ、當る所も當らぬ處もあり、然るはしき、如く故、今此と委曲に辨へむ、まづ漢國にて、姓と氏との事、まさらはしき、如くなる故に、此間の宇遲加婆禰の事、此字につきて、いよく、まさらむと思ふなり、かの國にて、姓と氏と、別なるか如くなる故に、常に通はして、一ツに云へり、姓と氏と云るにて知へし、然れども、用さま、同からず、姓と氏と云る、常に、無きにて知へし、さて源藤原の類ハ、姓と云ても氏と云ても宜しく、凡て宇遲加婆禰と云に、氏姓と書も當れる事なれども、加婆禰と云中に、姓字の當らぬ所あるゆゑ、如何と云に、朝臣宿禰の類ハ、漢國に、無き物なれ、是に當る字ハ、なきなり、姓字ハ、源藤原の類と云時の、加婆禰に、あたれども、朝臣宿禰の類と云時の、加婆禰に當らざる、強て漢文に書むとする時ハ、止事を得ず、此字を用ひて、書紀なきに、賜姓曰朝臣、なす書れたるから、紛れて朝臣宿禰の類を姓、藤原大伴の類を氏と、心得たる人もあれ、非なり、若然、源平も藤原も共に朝臣なれ、皆同姓とせん、され、朝臣宿禰の類を、姓と心得て、源藤原の類と混ひて分別なし、故後世の書にも、朝臣宿禰の類に、戸と書て分つなり、此ハ、借字なれ、姓字を書むより、まされなく、勝れり、然れども、正しき漢文に、戸字なきハ、書くべくもあらざれ、姑く姓と書むも難なし、讀人の心にわかまへて、字に惑ふまじきなり、凡て萬ツの言、漢字によりて、意を誤ること、常なる中に、此加婆禰の事ハ、殊に字によりて、人の思ひ惑ふ事なり、ゆゑ、姓字に、拘るへからず、此字を忘れて思ふべきなり、宇野鼎の説に、はね、漢國の姓氏の類にあらず、官のす、むに因て改り、罪ある時、奪はる、なれ、爵の類なるを、姓の字にあてたるより、姓の事とおもふ人多きなりと云り、實にさる事なり、さて罪ある時、姓を貶したるハ、尤恭紀、開國造を、稱置とし、高野天皇の朝に、和氣朝臣清麻呂、姉法均と、朝臣の戸を奪はれ、恒武天皇、延暦十年、忍海原連魚養、奏言に、其先祖首麻呂、天武の朝に、姓を貶して、連姓とせられし事みえたり、○漢土に、姓と氏と紛らひし事由を、因みに云ふ、左傳隱八年、衆仲曰、天子建德、因生、以賜姓、昨之土、而命之氏、さある、注に、立有德、以爲諸侯、因其所由生、以賜姓、謂若舜由媯汭、故陳爲媯姓、報之以土、同命、氏曰陳、正義に、諸侯之氏、則國名是也、周語曰、帝高禹德、賜姓曰媯、氏曰有夏、昨四岳國、賜姓曰姜、氏曰有呂、亦與賜姓曰媯、命、氏曰陳、其事同也、天下之廣、兆民之衆、非君所賜、皆有族者、人君之賜姓、賜族、爲此姓、此族之始祖耳、其不賜者、各從其父之姓、族非復人々賜也、晉語、稱黃帝之子二十五人、其得姓者十二人、天子之子、尙不得姓、況餘人哉、固當從其父耳、黃帝之子兄弟異姓、周之子孫皆姬姓者、古今不同、質文代革、周尙文、欲令子孫相親、故不使別姓、見えて、周以前に、同祖より出たる族人に、姓を賜ひて、一姓に、限らぬ、周に至りて、其子孫迄も皆姬姓也、其ハ、禮記「大傳」に、襲之以姓、而非別、百世、而婚姻不通者、周道然也、と云、制度の差あれ、なり、斯て其姓と氏と、自ら別にして甚明なるを、其紛らひしくなり來し、司馬遷ハ、史記より始まれり、さるハ、滿清の胡渭ハ、説に、三代以上、姓氏列而爲二、三代以下、姓氏混而爲一、凡公族不得氏者、異邦人稱之、則以其國爲氏、亡國之餘、亦然、春秋時、若鄭詹、魯季荝、鄭丹、宋朝陳、恒、蔡、墨、癸、甲之類、戰國時、若宋、魏、宋、勿、踐、曹、交、衛、欽、蔡、陳、毛、遂、茅、焦之類、皆以國氏、然未嘗以氏爲姓、其混而爲一、自司馬遷始也、遷、世本爲史記、於五帝本紀、則曰、禹姓似氏、契姓姬氏、於秦本紀、則曰、伯翳姓嬴氏、於始皇本紀、則曰、姓趙氏、於高祖本紀、則曰、姓劉氏、而姓氏之別素矣、其於夏本紀、又曰、禹爲姒姓、其後分

申し、中臣本系帳云、高天原初而皇神之御中、皇御孫之御中、執イム部首の齋清淨はりて、神を祭る種々の物を造り、古語拾遺に、太玉命所率神名、曰天日鷲命、阿波部祖也、手置帆負命、讚岐部祖也、彦狹知命、紀伊部祖也、天目命、筑紫伊勢兩國部祖也、また令、太玉命率諸部神造和帶、また正殿、又令、天宮命率齋部諸氏作種々神寶鏡玉盾木綿麻等、云云、服部連の和妙衣、神麻績連の荒妙衣を織り、延喜式、伊勢神衣祭條に、和妙衣者、服部氏、荒妙、大伴連の内兵として御門を衛り、續紀に、大伴佐伯宿禰内兵止爲而仕奉來、云云、萬葉、大伴家持の歌云、物部連の内物部を率て、御從仕奉り、或ハ將軍として、不順ものを誅へ、津屋云云、また天皇廣庭御田奸其采女自念將刑而付物部、また付物部使刑於野なまも見ゆ、膳臣の御膳を奉る、姓氏錄、阿曇連の海神の子孫なるをもて、海人之幸となり、應神紀に、三年處々之不從命、則遣阿曇連祖大宿、土師宿禰の御葬りに、植物を造るか如きハ、職業に依れる也、胸形君、宿禰平、其神呪、因爲海人之幸、土師宿禰の御葬りに、植物を造るか如きハ、職業に依れる也、胸形君、筑前宗、阿多君、薩摩阿、田口朝臣、吉野首、岸田臣、姓氏錄、編蝠臣、推古世、定於大和國高市、蘇我臣、河内茨田連、河内國、丹羽臣、島田臣、尾張丹羽郡、飯高君、伊勢飯、小野君、近江滋賀、又各國國造など、みな地名を負るものなり、玉祖連の天、明玉命、一名玉祖命の裔なる久米直の、天津久米命の孫なると、橘守の天日梓より出て、田道間守の裔なるハ、祖名を取れるなり、額田部連か額に町方の廻毛ある馬を獻り、三枝部、造か宮庭なる三莖の草を探れる、小部連か、蠶兒を誤りて小兒を聚たる、調首か、絶絹の様を貢まつり、稚櫻部造か非時の櫻花を求たる類ハ、物をとれる也、坂合部連國界の槻を造り、楳田臣長棧を作りて水田に灌ぎ、大雀臣、大鷦鷯の皇子の御爲に

て名云へし、
云々地と名に
ナ申し大持部
代に知へし神
心申すも神
に名持も神
て名持も神
り神の故に大
持の故に大
り神の故に大
に名持も神
れハナリ又ナ
ハハナリ又ナ
名ハナリ又ナ
一ハナリ又ナ
中ハナリ又ナ
如ハナリ又ナ
るハナリ又ナ
のハナリ又ナ
ハハナリ又ナ
へハナリ又ナ

木綿櫛かけて、御膳のことに仕へ奉り、兄會々保利、弟會々保利酒を造る材もて、酒看都を氏とし、鹽垂津彦任那、幸として、吉氏となり、任那稱幸爲、御使連の天命を蒙りて、御室雜使大王生等を捕ひ、治田連の田地を新墾したる、和氣朝臣の和氣關を建て、敵を防ぎ、韓矢田部造の海中に韓蘇使主等見得たる、已上姓など、事功に依り付たる也、されハ上代に姓氏といふものハなく、唯其事物に依て、家の號に負たるか、即氏となりて、さて後にハ朝廷より御制をせる如くなり來しなり、かく定まりたる上にてハ、是を甚重く嚴にして、凡て朝廷より物し給はすてハ、いさハかも私にすることハなかりき、ハ加婆禰に、連と云ハ群主の意か、其群の中の主と云意なり、さて連の字を書故ハさたかならず、禮記王制に、十國以爲連、連有帥云云、注に、合十國川氏の云き、さも有へきハ、また萬葉廿に、多多美氣米、牟良目加己蘇乃と續けたるハ、疊薦を編と群主の意、彼連帥に似たり、また萬葉廿に、多多美氣米、牟良目加己蘇乃と續けたるハ、疊薦を編と云かけたるなりとある、説を思ふに、た、語の上のみの續にも非て、牟良自と云に、編連る意ある故にてもあるへし、臣ハ大持といふ義にて、部緒の多き由なり、宿禰ハ、古事記允恭に、須久禰とある、是此號の正しく見えたるなり、正しく見ゆハ、書紀私記に、昔稱皇子爲大兄、又稱近臣爲少兄也、宿禰之義、取於少兄也とある意の稱なり、但し允恭天皇の御名にも負給へるハ、御兄稱ハ、然れハ臣のみに限らざりけむ、須久那延を約く、須久泥と云なり、さて私記の此文の次に、或説、帝王相親云、古爾爾與蓋敬とあるハ、幼く云に足らぬこと、ハ、宿禰の説なり、此外にも宿禰の事と云る皆違へり、天孫本紀に、大爾てふ事多く見えたり、大兄より出たる親名にて、後に官名の如くなりしなり、伴信友ハ、説に、山背大兄と、オホヒ子、繼體紀に、勾大兄を、オヒ子、欽明紀に、大兄皇子と、オヒ子とも訓れハ、オヒ子と云そ、本語なるへき、節用

皇の御世、和銅七年六月己巳、若帶日子姓爲觸國諱、若帶日子姓ハ、成務天皇の御諱ナリ、若帶日子姓ハ、聞ナ
 あり、改因居地賜之國造人、姓除人字、聖武天皇の御世、神龜二年冬十月辛未、國人の上文に、
 天皇幸難波宮、少初位下掃守、連族廣山等除族字、孝謙天皇の御世、天平寶字元年四月辛巳、
 其高麗百濟新羅人等、久慕聖化、來附我俗、志願給姓、悉聽許之、其戶籍記、无姓及族字、於
 理不穩、宜爲改正などあり、さてこの族字ハ、一門の親屬にして、正嫡にあらぬものにも云
 ひ、又いまた姓なき人にも云るか如し、今戶籍の逸文ともを考ふるに、物部連の戶籍にハ、
 其氏人を物部連族某、出雲臣の氏人をハ、出雲臣族某とかく例なれハ、新に歸化て、まだ姓氏
 なき蕃人の籍戸にハ、某族と記さレれハ、穩かならぬ故に、改めて姓を賜はんとの詔なり、
 扱上に除族字云ハ、戶主
 になりたる上にやあらん、あかして蕃人に姓を給へる事ハ、其天平勝寶八年寶字元年
 川郡漢人、廣椅子自賣等十二人、賜山背忌寸姓と見えたり、此姓ハ姓氏錄、山城國天孫部に、
 山背忌寸、天都比古禰命子、天麻比止都禰命之後也とありて、天孫の高く貴き氏なるを、蕃人
 の裔等に賜はりしハ、如何なる御意にやありけむ、甚忌忌し、故姓氏錄序に、勝寶年中、特有
 恩旨、聽許諸蕃、任願賜之、遂使前姓後姓文字斯同、蕃俗和俗氏族相疑、此餘蕃別の姓に、天神天孫の
 御世のこころなるへし、續紀、天平十七年五月己未、筑前、筑後、豊前、とありて、此後大炊天皇御世
 豊後、豊前、豊後、日向七國、无姓人等、賜所願姓など云事もあり、とありて、此後大炊天皇御世
 ける時、かの混らはしき害の出來たるを慨たみ思看し、其を正し明し給はむとて、天平寶

字五年、撰氏族志所と云を置、氏族志を撰はしめたりと見えて、同序に寶字之末、其爭猶
 繁、仍聚名儒撰氏族志、ハ、中臣本系帳に、依去天平寶字五年撰氏族志時抄案弗半、逢時有難、諸儒解
 體、輟而不與と見え、其八年に天皇を淡路へ遷し奉り、孝謙天皇再御世をろしめして、天下
 また論なりしか、桓武天皇其亂名を切と正し給はむとて、延暦四年五月丁酉、詔曰、春秋之義、
 祖以子貴、此則典經之垂範、古今之不易也、朕君臨四海、于茲五載、追尊之典、或猶未崇、與言念
 此、深以懼焉、云云、又尊曾祖妣道氏、曰太皇太夫人、仍改公姓爲朝臣、又臣子之禮、必避君諱、
 比者先帝、御名及朕之諱、公私觸犯、猶不忍聞、自今以後、宜並改避、於是改姓白髮部、爲
 眞髮部、山部爲山代、白髮部ハ、光仁天皇の諱、白髮王と近く、山部ハ、桓武天皇の始の御名なるを、諱て改たる也、十八年十二月戊戌、勅天下臣民、氏族
 已衆、或源同流別、或宗異姓同、欲據譜譜、講牒の多經改易、至檢籍帳、難辨本枝、宜布告天
 下、令進本系帳、三韓諸蕃亦同、但令載始祖及別祖等名、勿列枝流并繼嗣歷名、若元出于貴
 族之別者、宜取宗中長者、署申之、凡厥氏姓、率多假濫、宜在確實、勿容詐冒、來年八月卅日
 以前、總令進了、編便入錄、如事違故記、及過嚴程者、宜原情科處、永勿入錄、凡庸之徒、總集爲
 卷、冠蓋之族、聽別成軸焉、かく詔命せ給ひて、其事未だ終ざるに、崩まし、なり、されと平
 城天皇の御世、大同四年二月丁未朔、辛亥、勅、倭漢總歷帝譜圖、天御中主尊、標爲始祖、至如魯
 王、吳王、高麗王、漢高祖命等、接其後裔、倭漢雜糅、敢垢天宗、愚民迷執、輒謂實錄、宜諸司官人

訂せ、若有如此之色、速令言上、更加搜索、以糺真偽、者依請仰五畿内諸國、令言之焉、清和天皇御世、貞觀五年三月十一日、詔、令近江國坂田郡穴太氏譜圖、與息長坂田酒人兩人、入の氏の同卷進官と見え、同年十一月三日、中臣氏本系圖帳を勘造して上進る由も見ゆれり、此時さる制ありし事、測量知へき也、かくて後延喜六年と云に、また殊更に撰ひ録して上進れりといへたり、釋日本紀に引る、王子枝別記、氏族畧記、本朝書譜目錄に載る、神別記、帝王本記、維氏本記、庶氏本記、に當時條録給へるもの、神別雜氏記など、今に傳はらぬ、見えたるも、皇別神別の氏々と、いひゆる本系帳などに依りて、朝廷ならむも知へからず、かく御代々々に、内外の差、貴賤等を辨ため給ふ、神なからなる大御意より、皇別神別と諸蕃の氏々を分別て、其人の品々に叶へ、其家の職々に治め給ふ故に、遠の神祖の淨き其名を汚さしと誠めつ、生子の八十連續に言繼ひ、大君の邊にこそ欲死、かへりみいせじと、誠實の心をもちて、仕奉ふ風俗の、然すかに廢果ず、現今の世に遣り行りて、掛まくも畏き、天皇命の大御心を心とし、己々か爲に、善くも悪しくも、伏從ひ仕奉るを、神聖の道の本つ道にして、千萬國にまた類なかるへき、されり人倫の樞機、國家の隱括ともいはれたる姓氏錄に因りて、餘書をもよく讀み熟く考へて、漢人の語に、善言謔者繫之地望而不感、質之姓氏而無疑、とあるか如く、熟く正し明らむへき事になむ有ける、

國造の總論

國造の久邇能美夜都古と訓て、古へ皇別神別の正しき氏人の中に、有功者隨其勇能、定賜國

造、國造本紀序文とあるか如く、其地に健き功ありて、千早振神を和し、荒ぶる荒賊を打從へなどせる人を撰ひて、其國の長として、其部内を治めしむる職掌人也、故上代に、諸仕奉人等に、總舉るに、臣連伴造國造とも、國造伴造稻置縣主とも、書紀卷々に、數並へ云ひ、又敏達卷、臣連二、造とも有りて、二造者國造伴造也と注せる、是にて名義の御臣也、夜都古といへり、甚賤き者の如く聞ゆれども、本然には非ず、君に對へて、臣を云名也、故君臣の意なる臣を、書紀などにも、皆ヤツコと訓り、稱德紀、詔に、貞久淨支心乎以天、朝廷乃御奴止仕奉之米天云云、又丈部姉女乎波、内都奴止爲臣、などあるを以て、夜都古の臣の意なること知るへし、推古紀に、國造をクニノヤツコとも訓り、されり天皇の御臣として、其國を治る人を國の御臣と云ひ、各其部を掌る人を、伴御臣といふなり、さて造字と書く由ハ、未思ひ得ず、漢國秦官新羅國官、十七等の中の第十七を造位と云へり、此等に由ありて書き始めたるか、猶考ふへしと、古事記傳に見えたる、平田篤胤の考に、大國主神と、國造大名乎連神、或ハ國作とも、書りしとも稱して、此ハ國造り坐るよしの稱へ名なるを、思ふに國の上として、其國々を領たらむに、狹國ハ廣く、峻國ハ平けく、損なはれし所ハ、修理堅め杯もすへけれり、彼國造り云云の、御名の例に準へて、國御臣にあて、國造の字ハ、書たるを始にて、伴造も唱への同じき儘に、やひて此字を書ならへるなるへしとある、斯て其國造等か可畏みまつる、是の大八洲國馭字天皇命はしも、掛まくも可畏き、天照大御神の御子とましめて、天つ神の御心を、大御心として、八百萬千萬神を祀り給ふを、天下の重御業とはし給ひける、扱其神を齋き祀り給ふ中にも、自ら武き軍の道具も、儲き御師をわともひて、不服者を撃きたり給ふにも、亦自ら神業ありけれり、朝廷に親

張に其數に據
たる後人の所
爲なるへし

春日軍尼ハ
考あり
又曰伊尼
常書にも
に改めら
るにそ
さて稱置
ナキと云
れつたれ
字つたれ
古へハ
おもひ
おのほ
等の北史
したるを
見るへ

國造本紀攷別記

も、國造と云し成へし、唐土の國にも、古へ封建の制といひし代の、諸侯と云者、これに能似たり、其諸侯に五等の爵とて、公侯伯子男と五きさみの品ありし、それはた國造君別などの色々有しに似たり、其五さなの中の一つの名を取て、諸侯と云ししも、又總てをも國造といひしに似たり、ハ却て知れる人なく、國造の中なる彼色々ハ、如何なるさまの物なりとも、あらずあるいかにそや、といへる如く、其國造縣主稱置といふもの、いか許の國に、いくら計有りきと云ハ、詳ならねど、北史の倭國傳に、有軍尼二百二十人上に擧たる、國造の數にや、近し、猶中國牧宰、八十戸、置一伊尼冀、如今里長也、十、伊尼冀屬一軍尼ニ、かくき、や、に、制めたるに、有とある、軍尼ハ、即チ國造、伊尼冀ハ、即チ置にて、當時ハ大抵かくさまにして、田庄なども多かりきと見えて、のなから、政事要略に、延喜十四年の太政官符に載て、國造田、四百十一町五段、伊勢國七町尾張國六町參河國四町遠江國十三駿河國八町伊豆國六町相模國十三武藏國十二上總國十八下總國十八常陸國十三近江國八飛驒國六町美濃國廿四信濃國六町下野國六町若狹國六町越前國六町加賀國十一能登國六町越中國二町隱岐國八町丹波國六町因幡國六町伯耆國五町石見國十二美作國六町備中國六町備後國十八安藝國六町長門國六町淡路國六町讚岐國六町伊與國六町土佐國十一町筑前國六町筑後國十二豐前國六町肥前國六町肥後國十九日向國六町壹岐國六町、また民部式、凡諸國健兒皆免徭役、唯云云、隱岐國以國造田三町地子充之、又三代實錄、貞觀十八年三月九日丁亥、在原行平起請二事、條、壹岐島

給木重胤云
行天皇十八
御紀天皇將
京始到夷守
國乃道夷守
弟夷守二人
守夷守二人
名夷守二人
諸縣郡向日
山岳郡向日
地岳郡向日
前國馬夷守
十五正馬夷
也美濃守有
和名抄守有
頭名抄守有
あるとれに
國守志に
早奴母志に
る多白石遺
ハ即守母遺
在國守母遺
在國守母遺

の事を云て、國造田云々とありて、其古のいはゆる國造田も甚豊けくて、足はぬ事なく、儲穀を出して、饑民を賑はし、兵糧を鎮守府に送りし事も見え、又其族類も多くて、其建き功を建し事ハ、吉備建彦、大伴部直加、東の毛人を征けて、御稜威を耀し、比奈良珠命、建借間命の、常陸の賊を滅して、國內を平け、御諸別命の、蝦夷を伐て、首梁を降服しめ、膳臣か、鉄的を射徹して、韓人を股栗しめ、鹿我別の兵を帥て、新羅を撃ち、紀、都怒宿禰か、百濟の境界を正し、其國主の无禮なるを、鉄鎖以て挈し、或ハ筑紫、火君の族か、一千の兵を以て、韓王を送れる、鞍橋君か彼國に在て、百濟を圍める新羅の師を、弓占、擬て、打却たる、又健緒組か肥國なる土雲を剪拂ひ、菟名手か豊國の賊を撃などせし者もあれハ、其國に權威ありし事推測るへし、然るに、聊か過ありとてハ、春秋の鏗丁、大河内また屯倉の地を獻りて、聽し給はんことを請ひ、或ハ朝廷より其罪を責問して、山部の地を収め、上道國造、〇、の宅臣家に、朝臣に獻りしことハ、仁徳十一年紀に、播磨佐伯直阿能能胡、私地を獻りて其死罪を免れむと請ひ、古事記に、都夫良意宮美、詞其比賣に、五處之宅を獻らんさみえたり、之によりて或人の説に、古へ大御命もて、國縣を定め首長をも立給へれど、猶其土地ハ已ハ物にて、後の封戸職田と同しからず、其ハ今の大小名の國地を見よ、其遠祖より領得られて、其臣其民を奉從て仕奉るなれハ、たやすく與奪あるへくもあらず、屯倉ハ、公の稻を貯置く屯倉、田部ハ、公の田を作る部なるものから、其御倉ある地も、各々領たるもの也といへるハ、誤れり、天下諸國に荒ふる者ありて、朝廷に順ひ奉らぬ時こそあれ、やうく大御化に服従奉りて後ハ、いつれハ天皇の御國にあらざるへき、天皇の御國なれハ、或ハ與へ或ハ奪め給ふも、御心のまに、其私地を獻りしにて、私地に皇室の屯倉を置るに、あらず、却て其獻れる私地に、屯倉を定め給ひしと、後を前にめくして、文に、其れしなり、彼伊基國造ハ、事の條に、獻伊基屯倉請願關入之罪、因定伊基屯倉とあると思ふへし、後に定め給へる伊基屯倉の地を、其時に獻りしこと也、此它准へて古への形勢と考へべきもの、然るな今の大小名の國地を見よ

國造本紀攷別記

て守衛する由
を以て守守
も云しこと
非るや考玉
へし
春日多模の外
に卑狗あり
支あり按に卑
狗の某彦爾支
るへし

いへるい、將軍家と大小名と、爵位の高下ありとも、朝廷より見給ふ時、共に同じ大名なれ、いかに將軍の私に
其地を與へし、奪めし事を得ん、さへいへ、其譜代の大小名の地、削り、又、國營なきいふ事あるにあらす、ま
て朝威のいさ御盛なりし時に、其權なし、云へ、からす、唯其權威、屯田を耕しめ、意岐、出雲、伯耆、因幡、但馬、
ありつれども、若簡に治め給ひて、たやすく、いものし給ひぬなりけり、屯田を耕しめ、國造也、此事播磨風土記に
見、また、い姓を貶して稻置とし給へと、聊かも怨み奉る事なく、仕奉る、如何なる故にかと、
按ふに、其遠き國々をも天皇御身つから臨幸て、其處近き國造を喚て、行宮に仕奉らしめ、ま
た枕子と云ものを出さしめて、本朝月令その順ふや否を看そなはして、其逆ふ者まつるはぬ人を
い、久米物部の、勅負伴緒、太刀佩部緒を誘ひ立て、平給へりしかり、現御神と畏み奉り、或
の天壓神と恐怖感ひしも、皇朝の御稜威、いと盛りにましくし故也、はた朝廷の重き御祭
事、大嘗會の、に、大御命をも持すも參上りて、神世の昔持分て、仕奉りし事のさまを違へず、
天日嗣とます天皇を助け奉りて、偏く天ツ神地祇を祭り給ふ中に、國造の遠つ祖なる神も、
御祭に預れる理りなれ、其庭に集へる百八十氏人の、各か家々に、言繼、語り繼にし、遠祖
の事を思ひ出て、其職業を忘る、事なき故に、誰教ふともなく、姓氏を重みして、上下の差
甚正しく、君を尊み父母を親しむ事、更にもいはす、其神祭の中に、武き軍の道も、惟神
に備はれる也けり、され、い神を祭る、い、御政の根源にそわりける、御まつり事、いあられど、朝廷の
大事に國造の仕奉れる事、顯宗
紀、二年春三月上巳、幸後苑曲水宴、是時盛集公卿大夫臣連國造伴造爲宴、推古紀、十年春二月己酉朔、來自皇子爲擊、新
羅將軍、授諸神部及國造伴造等軍衆二萬五千人、皇極紀、二年九月丁亥、吉備島皇祖母命薨、天皇の母命にませり、丙午、
國造皇祖母命薨、仍賜臣連伴造布帛有差、同四年、入鹿、伐給へる條に、中大兄即入法興寺、爲城而備、凡諸皇子、諸
王、諸卿、大夫、臣連、伴造、國造、悉皆隨侍、孝德紀、天皇即位の條、百官、臣連、國造、伴造、百八十部、羅列而拜、大化元年、

改新の御政を施し給ふ時に、明神御宇日本根子天皇、詔、於集侍卿等連、臣、國造、伴造及諸百姓、天武紀、朱鳥元年、天皇崩御
の條に、云、區々造等、隨參赴、各誌之、仍奏種々歌舞、又同時の事、持統紀、元年冬十月壬子、皇太子率公卿百寮人等
并諸國司、國造及百姓、始築大内殿、然るに、磯城島金刺宮御宇、欽明天皇の御世に、慷慨や百濟、國
王、釋迦の銅像經論を獻りしに、其を頑たふれ蘇我、稻目か尊みしより已降、皇朝廷にも崇め
敬ひ給ひしかり、天神を齋き祭りて、健き道の備れる、古のてぶり自ら衰へ、天下の人ども、
皆各か乖々に、猥雜かはしく、國造も己か恣になりて、部内の民をして、園圍家屋を作らしめ、
人の田莊を奪ひ、調貢をも進らざりし類も多く、又其拙き、他の奴婢となりて、皇胤神
裔の清き名を穢せるもありし故に、難波長柄豐前宮御宇、孝德天皇、其弊を矯し給はんとて、古
よりの萬の制度を改め給ひし、其大化元年の詔に、國司等在國、不得判罪、不得取他貨賂、
令、致民於貧苦、上京之時、不得多從百姓於己、唯得使、從國造郡領云云、若有求名之人、
元非國造伴造縣、此下、主字を稻置、而、又ヤス詐訴、言自我祖時、治此郡縣、汝等國司、不得隨詐便
牒、於朝、審得實情、而後可申、又秋八月の詔に、始王之名々、臣連伴造國造、分其品部別、彼
名々、復以其民品部、交雜使居國縣、遂使父子易姓兄弟異宗、云云、由是爭障之訟、盈國充
朝、終不見治、相亂彌盛、粵以始於今之御寓天皇、及臣連等、所有品部、宜悉皆罷爲國、家
民、云云、又九月甲申、詔曰、自古以降、每天皇、時置標、代民、垂名於後、其臣連等伴造國造、
各置己民、恣情驅使、又割國縣山海林野池田、以爲己財、爭戰不已、或者兼并數萬頃田、或全

を國に集待神
主觀部諸聞食
を古への神主
に云はるる神
さすハハのこ
さなれハハの
紀以下出雲國
造神實調奏の
時自果安至
及視部々其果
造廣島等の國
て被官のし
國造を以てめ
主神を以てめ
例なり古ハハ
非るにヤ

宜改舊制國造郡領分職任之、また國造兼帶神主、新任之日、例皆棄妻、取百姓女子、號爲
神宮采女、便娶爲妾、妄託神事、遂扇淫風、稱之國典、理合懲肅、云云とありて、慶雲の例を改
めて、孝徳の御世の御定めに復されしなり、然して又郡司譜第之選、永從停廢、取藝業著聞
堪理郡者爲之、と制度給ひしかと、古より健き功を、其國に建て、不服者を誅ひ、又恩惠を
施して、民の患を濟ひもせる、舊族を弄させ給へるを、其國人厭ぬ事に思ひしと見えて、嵯峨
院御宇天皇の、弘仁二年二月の詔に、省大納言正三位藤原朝臣園人奏云、有勞之胤奕世相承、
郡中百姓、長幼託心、臨事成務、實異他人、而偏取藝業、永絶譜第、用庸才之賤下、處門下
之上、爲政則物情不從、聽訟則決斷無伏、於公無濟、於私多怨、伏請郡司之擬、先譜第、遂
無其人、後及藝業者、實得其理、宜依來奏、とある、誠に古への氏姓を重みせる濃厚な
る遺風、さすがに理りなれ、其請奏のまに、聽しめし給ひ、又其族の家々の由緒をも、知
しめさむとの御意にやわりけむ、同度に詔して、應進譜圖よし仰せ給へるに依て、天高讓
彌遠尊淳和の御世、天長元年の官符、應令諸國郡司譜圖牒一紀一進事、右得式部省解、併檢
案内、件圖譜經數十年一進、或五六年間頻進、因茲短祚早死者、子孫懷漏圖之憂、數好改換
者、官司有勘會之煩、望請下知諸道、令進件圖、以一紀爲限、務存實錄、不致假濫、依弘仁二
年二月廿日詔書、云云、三年九月四日、下知諸國訖、而諸國所進、圖牒寄疊、年限不同、如此之

國、始進圖年、計其程限、謹請官裁者、右大臣宣依、請とあり、また四年官符に、檢案内、大
政官去天長十年四月十九日符、奉勅、郡司緣身勞効、被任一世者、不得取譜第之限者、
因茲省家所行、勞効二世已上、既爲譜第、方今功勞之輩、追年不絶、一郡之譜、隨代重積、遂使
頑庸之徒、叨一割功、得職之後、無廉恥、摸是則子民之情、允非舊績、苟且之心、唯在繼籍、望
請無譜之人、蒙採擇者、自今以後、雖積功二世已上、不預譜第、然則涇渭別流、蘭艾殊畝、但既
往、二世已上者爲第、猶隨前例、望請官裁者、云々、奉勅依、請、延曆に譜第を廢給ひしが、是
時に至りて、又舊に復りしなりとあり
て、譜第之人をの重みし、効勞あれと無譜人をの、世々郡領にの任し給はぬと也、この郡司を任
譜第、また勞効譜第、傍親譜第の別あり、立郡譜第、孝徳天皇始て郡と立給ふ時に、其國にありて最初に郡と立し氏人
を云ふ、延曆儀式帳にみえたる、伊勢の度會郡、建し時、奉仕れる新家連阿久多磯連平良、或ハ日本後紀なる、下總に師達郡
を建たる、物部小孫連の如きもの、云り、又立郡の時に、郡領に任せられし、後に任せし氏人ハ、勞効を以て任さ
れし者なれ、勞効譜第云ひ、又立郡の時、祖別と載せざるハ、國造の宗家に、あられて、傍親より分れしなれ、傍親譜第
云云、其ハ北山抄續奏の條に、朝集使並令擬者、謂位關所者、不謂之、轉擬之者、不謂、只讀今擬之者、又祖別擬文不謂
之、但無譜者、謂上卿仰、謂擬文譜第二世之者、祖別親譜第也、隨注其由、無譜者、無祖別擬文、可取藝業之格、謂遠
例越擬者、大領之屬、乍置少領擬、白丁也云々、とある、是れとも、神龜聖武の制として、諸國郡司五位以
上、相逢當國、主典以上、不問貴賤、皆悉下馬云云、其有故犯者、内外五位、錄名奏聞、六位以
下、決杖六十、不得盜贖、かゝる御定にて、國司の甚貴く、郡司の賤しき故に、元慶陽成頃に至
りて、任用之吏、不必其人、寄事於公、報怨在私、或信僕從之言、枉決郡司云云、因茲堪事之
人、皆恥出仕、云云とありて、當國の主典にさへ下馬、小吏にさへ責問されしかり、郡司とな

る事を厭ひしさまなるを、又一際制オキて給へるの、同七年官符に、職無尊卑、理須上命、何以公
 官、私得相讓、頃年之例、往々有讓件職者、父子之間、有宣言以裁許、自餘親疎、待國解以處
 分、是ハ貞觀以前の制にて、至貞觀七年符、雖父子之間、非國司言上、不聽相讓、豈猶痛く國造を自爾以
 など大らかりなりしなり、來、諸國依託此符、多相讓之銓、本欲遏巧僞之濫、還爲申請之媒、と見えて、國造の心ハに、此
 制を忌々しく思ひたるへけれの、還て訴の媒となりし也、是より前、延暦の詔に、「十七年四月」郡領諸
 第、既從停廢、國造、兵衛、亦同停廢、但先補國
造、服帶刀杖之勢、不可不給、宜除國造之名、寬平の頃に至りての、百里之任、衆務所繁、而或郡司偏
補、兵衛之例、見えて、兵衛となりし、あれ、稱宿衛、有妨公事、准之政途、理不可然者とあるも、原國造の郡司となれる者の、門部、兵衛
 を帶たりしか、其國に在りて、國司に賤しく接遇る、か憤ろしき故に、朝廷に近く仕奉ら
 んとのみ思ひしなるへし、斯在しかの、古へ天皇命を輔弼奉りて、不順者を伐きたため、遠津祖
 を祀りつゝ、百姓を治めて、勤しく仕奉りし、國造の氏々も絶亡て、世に國造と云の、唯出雲、紀
 伊、阿蘇にのみ、限りたる事の如く成來し、いとも術なきわさなれと、所謂神を敬ひ祭る内
 に、武き軍の道も隠らひ、皇威を耀し給ふ中に、又神を崇むる教も自ら備りし、惟神なる神道
 の甚く衰ふるまに、いなきこめ醜めき穢き、夷狄の奴輩に、犯し侮らるゝはかりの、國と
 なりにたるの、最も慨たしく、いとも歎かしき極みならずや、

萬延二年春正月元日脫藥

右國造本紀攷アカヌ所ナク愛タクト、ノヒテ實ニ職方ノ一大益アル書ニテコソ候ヘコノ
 春或者ヨリコノ舉アレリシ、ハ粗聞侍リ近年ノナラヒ何レノ著作アルハ虚譽ヲ今日ニモ
 トメ善價ヲ來日ニ待ノ類ニヤトアナヅラハシク思ハズシモアラザリシ土佐人濱田年滿ニ
 託シテ所タマヘルニ依テ幸ニ閱スルヲエタリスベテ物ハ聞ヨリハ見オトリスルナラヒ
 ナルヲコレハ聞シヨリハ見マサリスルノ書ニテ近年ニ於テメヅラシク見侍リ愚生獨學固
 陋ナンゾコレニ伯樂タルヲ得シカレモ千里ノ駿馬タルノミハ何カハ見混フノ侍
 テンカツイササカ愚意トモヲモ書加ヘテカヘシ申ス、コガマシキナリシカレモ
 心ツキタルヲ云サル、道ニトリテ不實ノ至ト云ヘシ管見猶アヤマレル、ノアラハ速ニ
 コレヲステタマフベキ、本ヨリナリ玉冊ヲケカスヲ以テ罰セラレン、深ク恐ル、所也宥
 恕セヨ宥恕セヨ

文久二年五月朔日

嚴櫃本主人重胤

明治十九年三月校了

近藤 瓶城

主を國に集侍... 國造本紀改別記

宜改舊制國造郡領分職任之、また國造兼帶神主、新任之日、例皆棄妻、取百姓女子、號爲... 院御宇天皇の、弘仁二年二月の詔に、省大納言正三位藤原朝臣園人奏云、有勞之胤奕世相承、

國、始進圖年計其程限、謹請官裁者、右大臣宣依、請とあり、また四年官符に、檢案内、大... 政官去天長十年四月十九日符、奉勅、郡司緣身勞効、被任一世者、不得取譜第之限者、

る事を厭ひしさまなるを、又一際制て給へる、同七年官符に、職無尊卑、理須上命、何以公
 官、私得相讓、頃年之例、往々有讓、件職者、父子之間、有宣旨以裁許、自餘親疎、待國解以處
 分、是ハ貞觀以前の制にて、至貞觀七年符、雖父子之間、非國司言上、不聽相讓、是猶痛く國造を
 貶し給へる故に、自爾以
 來、諸國依託此符、多相讓之餘、本欲遏巧偽之濫、還爲申請之媒、と見えて、國造の心には、此
 制を忌々しく思ひたるへけれり、還て訴の媒となりし也、是より前、延暦の詔に、「十七年四月」郡領諸
 職、服帶刀杖之勞、不可不給、宜除國造之名、寬平の頃に至りてり、百里之任、衆務所繁、而或郡司偏
 稱宿衛、有妨公事、准之政途、理不可然者とあるも、原國造の郡司となれる者の、門部、兵衛
 を帶たりしか、其國に在りて、國司に賤しく接遇る、か憤るしき故に、朝廷に近く仕奉ら
 んどのみ思ひしなるへし、斯在しかり、古へ天皇命を輔弼奉りて、不順者を伐きたり、遠津祖
 を祀りつゝ、百姓を治めて、勤しく仕奉りし、國造の氏々も絶亡て、世に國造と云ひ、唯出雲、紀
 伊、阿蘇にのみ、限りたる事の如く成來しり、いとも術なきわさなれど、所謂神を敬ひ祭る内
 に、武き軍の道も隠らひ、皇威を耀し給ふ中に、又神を崇むる教も自ら備りし、惟神なる神道
 の甚く衰ふるまに、いなきこめ醜めき穢き、夷狄の奴輩に、犯し侮らるゝはかりの、國と
 なりにたる、最も慨たしく、いとも歎かしき極みならずや、

萬延二年春正月元日脱棄

右國造本紀攷アカヌ所ナク愛タクト、ノヒテ實ニ職方ノ一大益アル書ニテコソ候ヘコノ
 春或者ヨリコノ擧アレリシ、ハ粗問侍リ近年ノナラヒ何レノ著作アル、凡虛譽ヲ今日ニモ
 トメ善價ヲ來日ニ待ノ類ニヤトアナヅラハシク思ハズシモアラザリシ、土佐人濱田年滿ニ
 託シテ示タマヘルニ依テ幸ニ閱スル、ヲエタリスベテ物ハ聞ヨシハ見オトリスルナラヒ
 ナルヲコレハ聞シヨリハ見マサリスルノ書ニテ近年ニ於テメヅラシク見侍リ愚生獨學固
 陋ナンゾコレニ伯樂タル、ヲ得シカレ、凡千里ノ駿馬タル、ノミハ何かハ見混フ、ノ侍
 テンカツイササカ愚意トモヲモ書加ヘテカヘシ申ス、千萬ヲコガマシキ、ナリシカレ、
 心ツキタル、ヲ云サル、道ニトリテ不實ノ至ト云ヘシ、管見猶アヤマル、ノアラハ速ニ
 コレヲステタマフベキ、本ヨリナリ玉冊ヲケカスヲ以テ罰セラレン、深ク恐ル、所也宥
 恕セヨ宥恕セヨ

文久二年五月朔日

嚴櫃本主人重胤

明治十九年三月校了

近藤 瓶城

此書の明治十八年の頃亡父瓶城が栗田寛氏の手寫本を氏より借り得て寫生に臨寫せしめたるものなり然るに今再版に附するにあたりて帝國圖書館の藏書の中に久米幹文氏の手寫本一本あることを聞き即就いて對照したるにいさゝか異なる所あり思ふにこの圖書館本の明治二年正月の寫本にして我が底本に比すれは十七年前の謄本なりされは其間において恐くは氏か更にこれ等の文を刪定せられたるものならむか

明治三十六年九月

近藤 圭 造識

明治十八年九月廿四日出版御届
明治三十六年九月廿五日印 刷
明治三十六年九月三十日訂正再版

著者故人 栗 田 寛

東京市牛込區赤城下町七十一番地

發行兼校訂人 近 藤 圭 造

東京市麴町區飯田町五丁目廿六番地

發行兼印刷所 近藤活版所

此書の明治十八年の頃亡父瓶城が栗田寛氏の手寫本を氏より借り得て寫生に臨寫せしめたるものなり然るに今再版に附するにあたりて帝國圖書館の藏書の中に久米幹文氏の手寫本一本あることを聞き即就いて對照したるにいさゝか異なる所あり思ふにこの圖書館本の明治二年正月の寫本にして我か底本に比すれり十七年前の謄本なりされり其間において恐らく氏か更にこれ等の文を刪定せられたるものならむか

明治三十六年九月

近藤圭造識

明治十八年九月廿四日出版御届
明治三十六年九月廿五日印 刷
明治三十六年九月三十日訂正再版

著者故人 栗田 寛

東京市牛込區赤城下町七十一番地

發行兼 校訂人 近藤 圭造

東京市麴町區飯田町五丁目廿六番地

發行兼印刷所 近藤活版所

TOKYO
肆 書
堂英玉藤齋

567-37



210.3

Ku8712k

(t)

001493-000-2

210.3-Ku8712k (t)

国造本紀考

栗田 寛/著

M36

ACB-3964

